

「マイナンバー制度に係る地方税の賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価書 (素案)」のパブリックコメント集約結果

「マイナンバー制度に係る地方税の賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価書（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

※特定個人情報保護評価書に関するもの以外の御意見を1名の方よりいただいております。しかしながら、今回のパブリックコメントの趣旨に合致しないため、実施結果には反映しておりません。この度は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

この結果を地方税の賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価書（素案）に記載し、2月10日（月）に開催予定の倉敷市個人情報保護審議会にて審議・承認をいただき、個人情報保護委員会への提出、市ホームページでの公表を進めていきます。

4 参考

意見募集期間 令和元年12月16日（月）～令和2年1月15日（水）

(担当課)

倉敷市 市民局 税務部 税制課

パブリックコメント要約版

1 案件名
マイナンバー制度に係る地方税の賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価書(素案)
2 募集期間
令和元年12月16日(月)から令和2年1月15日(水)(消印有効)
3 趣旨
マイナンバー制度において、個人番号に紐づく特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体は、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するため、特定個人情報保護評価書を作成することが義務付けられています。 税務部では、平成27年に地方税の賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価書を作成し公表していますが、特定個人情報保護評価に関する規則第15条等により、公表から5年を経過する前に再実施をすることになっています。 この度、再実施をしましたが、その際はパブリックコメントの実施も義務付けられており、広く市民の方からの御意見を募集します。
4 資料閲覧場所
本庁税制課、本庁情報公開室、児島・玉島・水島支所の各税務事務所、真備支所市民課税務係、船穂支所市民税務係、庄・茶屋町支所市民係、市ホームページ
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 本庁税制課まで ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 (2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 税制課) ※ 消印有効 (3)FAX(086-427-5160) (4)Eメール(taxpol@city.kurashiki.okayama.jp)
6 問合せ先
市民局 税務部 税制課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁2階4番窓口 TEL;086-426-3175 FAX;086-427-5160 アドレス;taxpol@city.kurashiki.okayama.jp

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

倉敷市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	地方税の賦課、徴収に関する事務	
②事務の内容 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の賦課徴収に関する事務の概要は次のとおり。 1 納税義務者等からの申告書等や調査による課税事務 2 徴収金の管理や過誤納金の還付・充当等を行う収納事務 3 納期内に納付がない納税義務者への督促状等発送や滞納処分を行う滞納整理事務 4 納税義務者等の宛名情報管理事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(別添1を参照) 1 納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。 2 必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。 3 納税義務者等の納付情報を受け取る。 4 上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ通知する。 5 納税義務者の納付状況の確認を金融機関等からの領収済通知書で行う。 6 過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。 7 納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。 8 督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。 9 納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。 10 税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。 11 扶養是正情報等を国税庁へ通知する。 12 必要に応じて番号法等に基づき生活保護情報等の情報連携を行う。	
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満	
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	税務システム	
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の課税データの管理、収納や滞納の管理、納税義務者等の宛名の管理、市税に関する各種証明書の発行を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 課税機能 (1)納税義務者等に関する基本情報の管理 (2)申告書等の情報の管理 (3)各税目の税額計算及び台帳の作成 (4)納税通知書等の帳票発行 2 収納管理機能 (1)収納情報の管理 (2)過誤納の還付・充当 3 滞納管理機能 (1)滞納情報の管理 (2)督促状等の帳票発行 4 宛名管理機能 (1)納税義務者等の住所・氏名・送付先等の宛名情報の管理 (2)納税義務者の口座情報の管理 5 証明発行機能 (1)市税に関する各種証明書の発行	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)	

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能 5 既存システム利用番号管理機能 既存システムで使用している利用番号を団体内統合宛名番号と紐付けて保存し、管理する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 ・符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3 情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 7 データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能 9 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

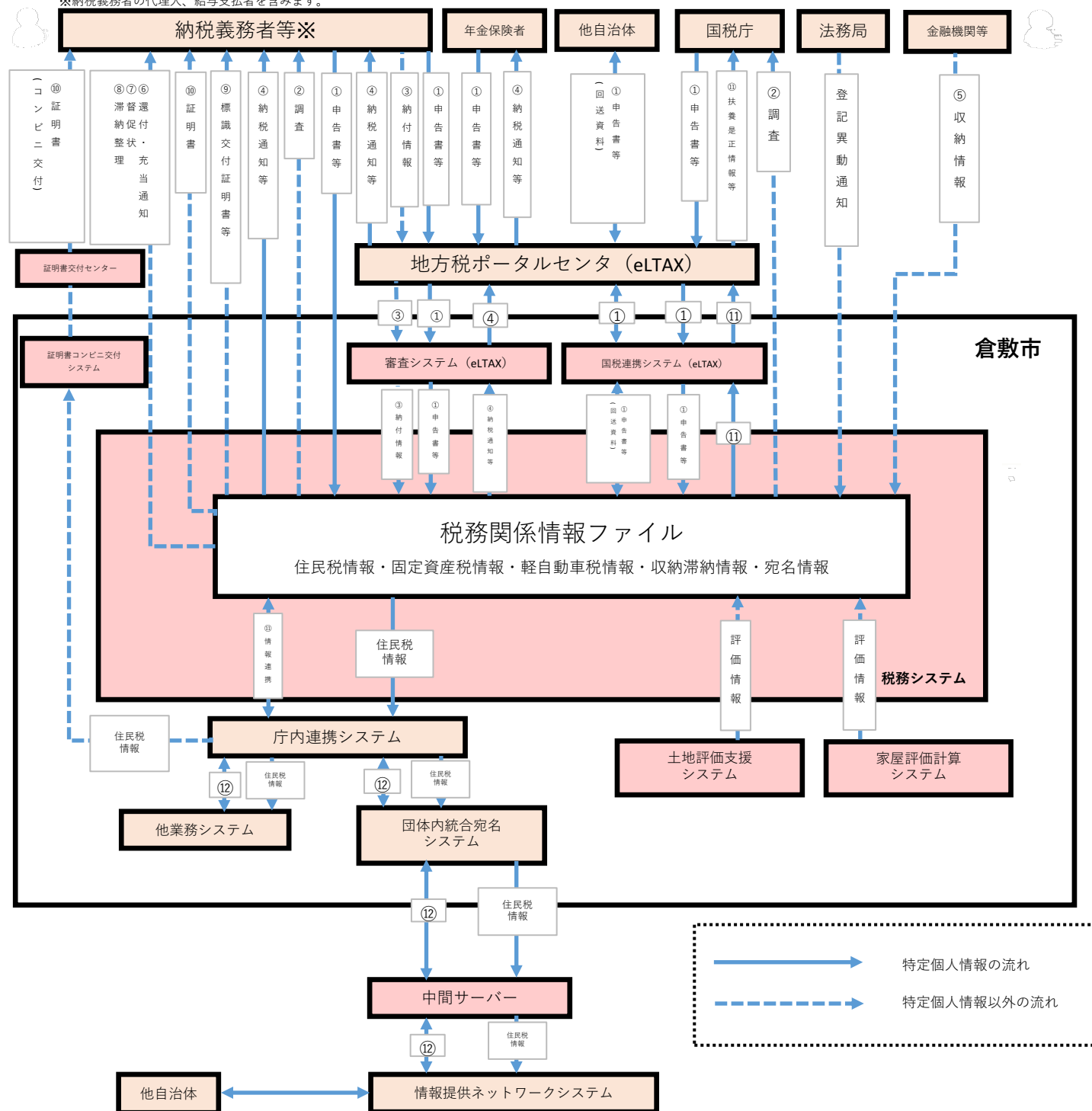
システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	1 審査業務機能 (1)申告データ審査機能 申告データの内容を審査し、審査状況等の更新や印刷を行う機能 (2)利用者通知機能 申告に関する連絡、利用者に対する連絡等のメッセージ送信、照会を行う機能 (3)利用届出審査機能 利用届出データの内容を審査し、審査状況等の更新や印刷を行う機能 (4)申請・届出データ審査機能 申請・届出データの内容を審査し、審査状況等の更新や印刷を行う機能 (5)電子納税機能 納付データの検索、印刷やダウンロードを行う機能 2 運用管理機能 (1)連携用ファイル出力機能 税務システムへ連携するための各種ファイルの出力を行う機能 (2)団体回付データ送受信機能 団体回付データの出力、確認及び審査サーバへの回付データ格納、削除、送信等を行う機能 (3)税務担当者管理機能 処理権限の登録、処理権限グループの設定等を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	1 国税連携データ受信機能 ・国税庁から送信された国税連携データの受信を行う機能 2 国税連携データ照会機能 ・国税庁から受信した国税連携データの検索、表示、印刷、ダウンロードを行う機能 3 団体間回送機能 ・他自治体へ課税資料等データの送信を行い、また、国税庁へ扶養是正情報等データの送信を行う機能 4 マスタ管理機能 ・国税連携システムを利用する際に必要な団体情報、利用者情報等の登録、更新を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	土地評価支援システム
②システムの機能	土地課税業務のうち、土地評価替作業及び一筆評価作業を支援するシステムであり、次の機能を有する。 1 標準地データの管理 2 路線データの管理 3 路線価格の算定 4 地番図等図形データの管理 5 航空写真データによる視覚的検証
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	家屋評価計算システム
②システムの機能	家屋課税業務のうち、家屋評価替作業及び評価作業を支援するシステムであり、次の機能を有する。 1 家屋評価の算定 2 調査票の出力 3 統計用データの作成
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1 LGWANを通じて既存業務システムからデータを受信し、税証明書に記載する情報を更新する。 2 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、税証明書データを作成し送信する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (証明書交付センター)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
税務関係情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、納税義務者の特定や課税資料の把握を正確に行い、適正かつ公平な課税を行う必要がある。また、特定個人情報ファイルの情報連携を行うことで、申請の手間や行政の手続を省略化し、納税義務者等の利便性の向上を図る必要がある。
②実現が期待されるメリット	・より正確に納税義務者の特定が行え、正確な所得把握や課税資料の名寄せが容易になることにより、適正かつ公平な事務を行うことができる。 ・納税義務者等が証明書等の取得のために要している申請の手間や行政の手続を省略することができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の27項 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民局税務部
②所属長の役職名	部長
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容

※納税義務者の代理人、給与支払者を含みます。



（備考）

- ①納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。
- ②必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ③納税義務者等の納付情報を受け取る。
- ④上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ納税通知書又は税額通知書等で通知する。
- ⑤納税義務者の納付状況の確認を金融機関等からの領収済通知書で行う。
- ⑥過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。
- ⑦納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。
- ⑧督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。
- ⑨納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。
- ⑩税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。
- ⑪扶養は正情報等を国税庁へ通知する。
- ⑫必要に応じて番号法等に基づき生活保護情報等の情報連携を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
税務関係情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等	
	その必要性	公平・適正な賦課徴収業務を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報:対象者の居住地、連絡先、世帯情報等を把握するために保有 ・国税関係情報:国税に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・地方税関係情報:市税の賦課・徴収を行うために保有 ・医療保険関係情報、介護保険関係情報:保険料の情報に基づき、控除を確認するために保有 ・障害者福祉関係情報:非課税者の抽出、減免及び控除の確認を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:非課税者の抽出、減免及び控除の確認を行うために保有 ・年金関係情報:公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有	
	全ての記録項目	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	税務部税制課、市民税課、資産税課、納税課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、国民健康保険課、医療給付課、障がい福祉課、生活福祉課、介護保険課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (給与支払者) ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))	
③入手の時期・頻度		・住民票関係情報については、住民基本台帳システムから随時異動データを連携することにより入手する。 ・その他業務関係情報等については、申告書等や情報提供ネットワークシステム等により、その都度必要な時に入手する。	
④入手に係る妥当性		地方税法に基づく課税事務を適正に行うため、納税義務者情報を正確に把握する必要があるため、また、課税根拠となる資料の収集を確実に行う必要があるため。	
⑤本人への明示		番号法第9条に基づくもの。	
⑥使用目的 ※		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の賦課徴収又は調査の事務で使 用し、正確性や事務効率の向上を目的としたもの。	
		変更の妥当性	
		－	
⑦使用の主体		使用部署 ※	
		税制課、市民税課、資産税課、納税課、各支所税務事務所・税務担当の係	
		使用人数	
		100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1 課税事務 ・納税義務者等からの申告書等や調査による情報を管理し、課税事務に使用する。 2 収納管理事務 ・納税の管理や過誤納の還付・充当等の収納管理事務に使用する。 3 滞納管理事務 ・納期内に納付がない納税義務者への督促状等発送や滞納処分等の滞納整理事務に使用する。 4 宛名管理事務 ・納税義務者等の宛名情報や口座情報の管理に使用する。	
		情報の突合 ※	
		市税の賦課や減免等のため、申告書等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合させる。	
		情報の統計分析 ※	
		課税状況調等、税務に関する統計分析は行うが、個人番号を用いた統計分析は行わない。	
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	
		市税の賦課、更正、減免	
⑨使用開始日		平成28年01月01日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 1) 委託する ☐ 2) 委託しない ☐ 3) 件	
委託事項1		税務システム運用保守業務	
①委託内容		税務システムの運用及び保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		納税義務者及び課税調査対象者等	
その妥当性		税務システムの安定的な稼働を行うために、税務システム運用保守業務において、特定個人情報ファイルの全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (庁内にてシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		富士通株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託申出書及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾し、従事者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑨再委託事項	システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	
委託事項2～5			
委託事項2		システムオペレーション業務	
①委託内容		システムにて行う各種一括処理の実行や帳票等の印刷	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		納税義務者及び課税調査対象者等	
その妥当性		システムオペレーション業務においては全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイルの全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (庁内のサーバ室にてシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社 両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項3		データパンチ業務	
①委託内容		申告情報データのパンチ入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等のうち、申告書等に記載された者	
	その妥当性	申告書等の大量の情報を電子データに変換する必要がある、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他	
⑤委託先名の確認方法		倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社 リョービシステムサービス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4			
①委託内容		地方税ポータルシステムASPサービス提供業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等	
	その妥当性	地方税ポータルシステムの安定的な稼働を行うために、地方税ポータルシステムASP提供業務において、特定個人情報ファイルの一部を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 紙 その他	
⑤委託先名の確認方法		倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	地方税共同機構に登録されたサポート事業者であることを前提に、再委託申出書を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて承諾し、従事者には機密保持及び個人情報保護に関しては、委託先と同様に守秘義務を課している。	
	⑨再委託事項	サービス提供業務の支援及び作業	
委託事項5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (66) 件 ☐ 移転を行っている (33) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供依頼を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	庁内他部署(別紙2を参照)
①法令上の根拠	(別紙2を参照)
②提供先における用途	(別紙2を参照)
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (庁内連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供依頼を受けた都度
提供先3	個人住民税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	特別徴収税額の決定及び変更の通知のため
③提供する情報	給与にかかる特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時

提供先4	日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興、共済事業団及び地方公務員共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7第2項	
②提供先における用途	年金特別徴収事務	
③提供する情報	年金特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収中止及び税額変更の通知(毎月)	
提供先5	国税庁長官	
①法令上の根拠	番号法第19条9号、地方税法第317条	
②提供先における用途	所得税及び復興特別所得税の適切な課税を行うため	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除等否認情報及び申告もれ情報	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	随時	
提供先6～10		
提供先6	地方税共同機構	
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号	
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため	
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	倉敷市に対して電子申告を行った者のうち、倉敷市にて本人確認を行った者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	随時	

提供先7	他自治体の長(市区町村)
①法令上の根拠	地方税法294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	住登外課税通知・寄付金税額控除に係る申告特例通知書:個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税通知:住登外課税とした旨及び住所、氏名等 寄付金税額控除に係る申告特例通知書:寄付金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税通知:住登外課税とした者 寄付金税額控除に係る申告特例通知書:寄付金税額控除に係る申告の特例となる寄付をした者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (LGWAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	住登外課税通知:5月ほか随時 寄付金税額控除に係る申告特例通知書:1月
提供先8	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1		庁内他部署(別紙3を参照)		
①法令上の根拠		(別紙3を参照)		
②移転先における用途		(別紙3を参照)		
③移転する情報		住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		納税義務者及び課税調査対象者等		
⑥移転方法		[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑦時期・頻度		提供依頼を受けた都度		
移転先2～5				
移転先6～10				
移転先11～15				
移転先16～20				
6. 特定個人情報の保管・消去				
①保管場所 ※		＜本市における措置＞ セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内で保管。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。		
②保管期間	期間	[20年以上] ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない		
	その妥当性	地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、文書管理規程において業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間を定めている。 ※上記のとおり、本市においては業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上としている。		
③消去方法		＜本市における措置＞ 保存期間を超えたデータについて、システムにおいて一括処理にて削除する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。		
7. 備考				
—				

(別紙1) 特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供			
提供先 No.	提供先 (番号法別表第二の第1欄に掲げる者)	法令上の根拠 (番号法別表第二)	提供先における用途 (番号法別表第二の第2欄に掲げる事務)
1	厚生労働大臣	番号法別表第二の1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法別表第二の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法別表第二の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法別表第二の4項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法別表第二の6項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法別表第二の8項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法別表第二の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法別表第二の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	番号法別表第二の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	番号法別表第二の20項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	番号法別表第二の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	番号法別表第二の26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	番号法別表第二の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	番号法別表第二の28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第二の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第二の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第二の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第二の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表第二の38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	番号法別表第二の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	番号法別表第二の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第二の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	厚生労働大臣	番号法別表第二の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供			
提供先 No.	提供先 (番号法別表第二の第1欄に掲げる者)	法令上の根拠 (番号法別表第二)	提供先における用途 (番号法別表第二の第2欄に掲げる事務)
26	市町村長	番号法別表第二の53項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	番号法別表第二の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	番号法別表第二の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第二の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	番号法別表第二の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	番号法別表第二の62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	番号法別表第二の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	番号法別表第二の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第二の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	番号法別表第二の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	市町村長	番号法別表第二の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第二の71項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第二の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第二の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	番号法別表第二の84項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の85項の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事等	番号法別表第二の87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	番号法別表第二の91項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法別表第二の92項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	番号法別表第二の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第二の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供

提供先 No.	提供先 (番号法別表第二の第1欄に掲げる者)	法令上の根拠 (番号法別表第二)	提供先における用途 (番号法別表第二の第2欄に掲げる事務)
49	厚生労働大臣	番号法別表第二の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第二の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第二の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第二の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	番号法別表第二の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第二の113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	番号法別表第二の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	番号法別表第二の115項	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	市町村長	番号法別表第二の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	厚生労働大臣	番号法別表第二の117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	番号法別表第二の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者以外への提供			
提供先 No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1	市教育委員会学事課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	番号法別表第二の38項の第二欄に掲げる事務(学校保健安全法による 医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定 めるもの)

(別紙3) 特定個人情報の移転			
移転先 No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の8項の第二欄に掲げる事務(児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
2	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の9項の第二欄に掲げる事務(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
3	福祉部障がい福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の11項の第二欄に掲げる事務(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの)
4	子ども未来部保育・幼稚園課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の16項の第二欄に掲げる事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
5	子ども未来部子ども相談センター	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の16項の第二欄に掲げる事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
6	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の18項の第二欄に掲げる事務(予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
7	福祉部生活福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の26項の第二欄に掲げる事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
8	建築部住宅課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の31項の第二欄に掲げる事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)
9	保険部国民健康保険課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の42項の第二欄に掲げる事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
10	建築部住宅課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の54項の第二欄に掲げる事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)
11	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の57項の第二欄に掲げる事務(児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
12	福祉部高齢福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の61項の第二欄に掲げる事務(老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)
13	福祉部高齢福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の62項の第二欄に掲げる事務(老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
14	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の63項の第二欄に掲げる事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの)
15	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の64項の第二欄に掲げる事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は定めるものは寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの)
16	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の65項の第二欄に掲げる事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
17	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の66項の第二欄に掲げる事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
18	福祉部障がい福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の67項の第二欄に掲げる事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
19	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の70項の第二欄に掲げる事務(母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
20	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の74項の第二欄に掲げる事務(児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
21	保険部医療給付課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の80項の第二欄に掲げる事務(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
22	建築部住宅課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の85項の2の第二欄に掲げる事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)
23	福祉部生活福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の87項の第二欄に掲げる事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
24	保険部介護保険課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の94項の第二欄に掲げる事務(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
25	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の97項の第二欄に掲げる事務(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
26	福祉部障がい福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項	番号法別表第二の108項の第二欄に掲げる事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)

(別紙3) 特定個人情報の移転			
移転先 No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
27	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	番号法別表第二の108項の第二欄に掲げる事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの）
28	子ども未来部保育・幼稚園課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	番号法別表第二の116項の第二欄に掲げる事務（子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの）
29	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	番号法別表第二の120項の第二欄に掲げる事務（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの）
30	福祉部生活福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第2項	左記条例別表第2の1項の第二欄に掲げる事務（生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの）
31	建築部住宅課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第2項	左記条例別表第2の2項の第二欄に掲げる事務（倉敷市営再開発住宅条例第2条第2項の規定により倉敷市営住宅条例第6条の規定を準用して入居させる者に係る再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの）
32	建築部住宅課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第2項	左記条例別表第2の3項の第二欄に掲げる事務（倉敷市営都市計画住宅条例第2条第2項の規定により倉敷市営住宅条例第6条の規定を準用して入居させる者に係る都市計画住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの）
33	福祉部障がい福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第2項	左記条例別表第2の4項の第二欄に掲げる事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの）

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

税務関係情報ファイル

1 宛名関係情報

(1) 個人宛名基本情報

1. 宛名コード、2. 履歴番号、3. 氏名カナ、4. 氏名漢字、5. 通称名カナ、6. 通称名漢字、7. 名カナ、8. 名漢字、9. 氏名カナオーバーフロー有無、10. 氏名漢字オーバーフロー有無、11. 通称名カナオーバーフロー有無、12. 通称名漢字オーバーフロー有無、13. 氏名利用区分、14. 性別区分、15. 生年月日、16. 個人区分コード、17. 国籍コード、18. 住民コード、19. 住所コード、20. 住所編集コード、21. 住所漢字、22. 方書漢字、23. 郵便番号、24. 住民となった日、25. 個人異動事由コード、26. 異動年月日、27. 届出年月日、28. 職員番号、29. 郵便情報フラグ、30. 郵便情報異動年月日、31. 使用禁止フラグ、32. 使用禁止異動年月日、33. 個人異動理由コード、34. 支所コード、35. 氏名異動フラグ、36. 住所異動フラグ、37. 住民コード異動フラグ、38. 前住所コード、39. 前住所編集コード、40. 所属コード

(2) 送付先情報

1. 宛名コード、2. 利用業務コード、3. 送付先連番、4. 送付先履歴番号、5. 送付先区分、6. 送付先名称カナ、7. 送付先名称漢字、8. 特宛人宛名コード、9. 送付先編集区分、10. 住所コード、11. 住所編集コード、12. 住所漢字、13. 方書漢字、14. 郵便番号、15. 開始理由コード、16. 開始年月日、17. 終了理由コード、18. 終了年月日、19. 異動年月日、20. 届出年月日、21. 職員番号、22. 郵便情報フラグ、23. 郵便情報異動年月日、24. 使用禁止フラグ、25. 使用禁止異動年月日、26. 保護フラグ、27. 送付先電話番号、28. 所属コード

(3) 連絡先情報

1. 宛名コード、2. 利用業務コード、3. 連絡先連番、4. 送付先連番、5. 連絡先区分、6. 電話番号、7. 内線番号、8. FAX電話番号、9. 連絡先名称、10. 開始理由コード、11. 開始異動年月日、12. 終了理由コード、13. 終了異動年月日、14. 処理年月日、15. 職員番号、16. 使用禁止フラグ、17. 使用禁止異動年月日、18. 保護フラグ、19. 所属コード

(4) 口座情報

1. 宛名コード、2. 利用業務コード、3. 口座連番、4. 履歴番号、5. 口座区分、6. 納付種別、7. 金融機関コード、8. 口座種別、9. 口座番号、10. 口座名義人カナ、11. 口座名義人漢字、12. 開始異動年月日、13. 開始期別、14. 終了異動年月日、15. 終了期別、16. 口座通知済フラグ、17. 異動理由コード、18. 異動年月日、19. 届出年月日、20. 職員番号、21. 所属コード

(5) 世帯情報

1. 世帯コード、2. 連番、3. 世帯員宛名コード、4. 世帯員宛名基本履歴番号、5. 世帯員住民コード、6. 続柄コード、7. 世帯増事由コード、8. 世帯増異動年月日、9. 世帯増届出年月日、10. 世帯減事由コード、11. 世帯減異動年月日、12. 世帯減届出年月日

(6) 生活扶助情報

1. 宛名コード、2. 住民コード、3. 福祉コード、4. 生活扶助フラグ、5. 住宅扶助フラグ、6. 教育扶助フラグ、7. 開始年月日、8. 廃停止年月日、9. 廃停止区分、10. 市民税フラグ、11. 固定フラグ、12. 軽自フラグ

(7) 個人番号管理情報

1. 宛名コード、2. 履歴番号、3. 個人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

2 住民税関係情報

(1) 住民税個人基本情報

1. 年度、2. 宛名コード、3. 消除区分、4. 性別、5. 生年月日、6. 世帯コード、7. 続柄コード、8. 生活保護区分、9. 障害者区分、10. 被扶養専従者区分、11. 事業所家屋敷区分、12. 呼出区分、13. 扶養照会区分、14. 徴収区分、15. 市申送送区分、16. 次年度市申送送区分、17. 催告書送送区分、18. 確申送送区分、19. 課税保留区分、20. 税務署通報区分、21. 通報年月日、22. 公示送達区分、23. 公示送達年月日、24. 公示送達変更納期限、25. 所得税納税者番号、26. 配偶者宛名コード、27. 扶養専従主宛名コード、28. 扶養専従主世帯コード、29. 専従未特定人数、30. 扶養未特定人数、31. 賦課個人区分、32. 賦課氏名カナ、33. 賦課氏名漢字、34. 賦課市外住所コード、35. 賦課住所町大字、36. 賦課住所小字、37. 賦課住所番地、38. 賦課住所枝番、39. 賦課住所小枝番、40. 賦課住所方書コード、41. 賦課住所方書、42. 優先資料区分、43. 優先資料番号、44. 優先事業所指定番号、45. 国保記号番号、46. 国保年間賦課額、47. 国保年間納付額、48. 国保高額療養費支給額、49. 年金納付額、50. 居所区分、51. ワークステーションID、52. 処理事由、53. 利用者ID、54. 更新日付、55. 更新時間、56. 個人基本異動事由、57. 異動年月日、58. 後期高齢者医療保険料、59. 社保庁多額判定フラグ、60. 国税利用者識別番号、61. 年金保険者用整理番号1仮、62. 年金保険者用整理番号1本、63. 年金保険者用整理番号2仮、64. 年金保険者用整理番号2本、65. 年金特徴対象者通知日、66. 年金特徴対象者各種区分、67. 年金特徴依頼通知日、68. 年金特徴依頼各種区分、69. 年金特徴依頼処理結果通知日、70. 年金特徴依頼処理結果コード、71. 年金特徴徴収結果通知日1、72. 年金特徴徴収結果各種区分1、73. 年金特徴徴収結果通知日2、74. 年金特徴徴収結果各種区分2、75. 年金特徴徴収結果通知日3、76. 年金特徴徴収結果各種区分3、77. 年金特徴徴収結果通知日4、78. 年金特徴徴収結果各種区分4、79. 年金特徴徴収結果通知日5、80. 年金特徴徴収結果各種区分5、81. 年金特徴徴収結果通知日6、82. 年金特徴徴収結果各種区分6、83. 年金特徴変更中止通知日1、84. 年金特徴変更中止各種区分1、85. 年金特徴変更中止処理結果通知1、86. 年金特徴変更中止処理結果コード1、87. 年金特徴変更中止通知日2、88. 年金特徴変更中止各種区分2、89. 年金特徴変更中止処理結果通知2、90. 年金特徴変更中止処理結果コード2、91. 年金特徴変更中止通知日3、92. 年金特徴変更中止各種区分3、93. 年金特徴変更中止処理結果通知3、94. 年金特徴変更中止処理結果コード3、95. 年金特徴変更中止通知日4、96. 年金特徴変更中止各種区分4、97. 年金特徴変更中止処理結果通知4、98. 年金特徴変更中止処理結果コード4、99. 年金特徴変更中止通知日5、100. 年金特徴変更中止各種区分5、101. 年金特徴変更中止処理結果通知5、102. 年金特徴変更中止処理結果コード5、103. 年金特徴変更中止通知日6、104. 年金特徴変更中止各種区分6、105. 年金特徴変更中止処理結果通知6、106. 年金特徴変更中止処理結果コード6、107. 課税市区町村コード、108. 予備一文字01、109. 市外被扶養専従区分、110. 予備一区分02、111. 予備一区分03、112. 予備一区分04、113. 予備一区分05、114. 市外被扶養専従通信日、115. 市外被扶養専従受信日、116. 予備一数字03、117. 年金保険者事業所指定番号本、118. 年金コード本、119. 各種金額1、120. 各種金額8、121. 年金特徴変更中止区分1、122. 年金特徴変更中止区分2、123. 年金特徴変更中止区分3、124. 年金特徴変更中止区分4、125. 年金特徴変更中止区分5、126. 年金特徴変更中止区分6、127. 予備一数字09、128. 予備一数字10、129. 予備一数字11、130. 予備一数字12、131. 予備一数字13、132. 予備一数字14、133. 予備一数字15、134. 予備一数字16、135. 予備一数字17、136. 予備一数字18、137. 予備一数字19、138. 予備一数字20、

(2) 住民税被扶養専従者情報

1. 年度、2. 扶養専従主宛名コード、3. 宛名コード、4. 履歴連番、5. 被扶養専従者区分、6. 消除区分、7. ワークステーションID、8. 処理事由、9. 利用者ID、10. 更新日付、11. 更新時間、12. 被扶養専従者異動事由、13. 異動年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 住民税資料情報

1. 年度、2. 資料区分、3. 資料番号、4. 履歴連番、5. 消除区分、6. 宛名コード、7. 氏名カナ、8. 生年月日、9. 電話番号、10. 事業所指定番号、11. 事業所個人番号、12. 受給者番号、13. 控対配有、14. 控対配無、15. 控対配老、16. 配特有、17. 扶養特定人数、18. 扶養同老人数、19. 扶養老人数、20. 扶養他人数、21. 障害同特人数、22. 障害特人数、23. 障害他人数、24. 本人特障、25. 本人他障、26. 夫あり、27. 未成年、28. 老年者、29. 寡婦一般、30. 寡婦特別、31. 寡夫、32. 勤労学生、33. 中途就退区分、34. 中途就退年月日、35. 事業所家屋敷区分、36. 均等割軽減区分、37. 本人希望徴収区分、38. 給報普徴希望区分、39. 青色申告区分、40. みなし区分、41. 専従配偶者、42. 専従他人数、43. 専従者控除額、44. 所得税納税者番号、45. 本人専従区分、46. 含前職分区分、47. 扶養特定済区分、48. 資料提出年月日、49. 乙欄、50. 死亡退職、51. 災害者、52. 外国人、53. 年調区分、54. 他市町村区分、55. 資料併合状態区分、56. 宛名付設状況区分、57. 次年度呼出区分、58. 控除強制区分、59. 所得税更正通知日、60. 配偶者合計所得、61. 退職元給与収入、62. 給与収入、63. 専従給与収入、64. 配当割、65. 株式譲渡所得割、66. 公的年金収入、67. 雑収入、68. 他事業収入、69. 不動産収入、70. 配当収入、71. 一時収入、72. 寄附金合計地方公共団体、73. 前職分給与収入、74. 営業収入、75. 農業収入、76. 利子収入、77. 収入ー予備1、78. 収入ー予備2、79. 住宅控除見込額、80. 営業所得、81. 農業所得、82. 他事業所得、83. 不動産所得、84. 不動産損失額、85. 利子所得、86. 配当所得、87. 投信配当所得、88. 源泉分離配当所得、89. 雑所得、90. 他雑所得、91. 一時所得ー特後、92. 総短所得ー特後、93. 総長所得ー特後、94. 免税所得、95. 肉牛売却所得、96. 変動所得、97. 臨時所得、98. 変超所得、99. 変動臨時前年、100. 変動臨時前前年、101. 平均対象額、102. 超短土地所得、103. 土地等所得、104. 分短一般ー特後、105. 分短軽減ー特後、106. 分長一般ー特後、107. 分長特定ー特後、108. 分長軽減ー特後、109. 分長軽減課ー特後、110. 山林所得ー特後、111. 退職所得、112. 居住用財産損失、113. 肉牛売却価額、114. 株式譲渡益、115. 譲渡一時所得、116. 少額配当所得、117. 非課税所得、118. 外貨建て証券投信、119. その他証券投信、120. 特定居住用譲渡損、121. 商品先物取引、122. 上場株式等譲渡、123. 上場株式等配当、124. 所得ー予備7、125. 所得ー予備8、126. 所得ー予備9、127. 所得ー予備10、128. 総合譲渡ー特前、129. 総短所得ー特前、130. 総長所得ー特前、131. 一時所得ー特前、132. 分短一般ー特前、133. 分短軽減ー特前、134. 分長一般ー特前、135. 分長特定ー特前、136. 分長軽減ー特前、137. 分長軽減課ー特前、138. 山林所得ー特前、139. 特前ー予備1、140. 特前ー予備2、141. 特前ー予備3、142. 扶養年少人数、143. 寄附金合計額市条例、144. 寄附金合計額県条例、145. 総合譲渡ー特控、146. 総短所得ー特控、147. 総長所得ー特控、148. 繰越損失ー純、149. 繰越損失ー雑、150. 繰越損失ー株式、151. 特定支出控除額、152. 専従控除合計、153. 退職元社会保険料控除、154. 繰越損失ー先物、155. 雑損控除、156. 医療費控除、157. 社会保険料控除、158. 共済等掛金控除、159. 特定寄付金控除、160. 一般生命保険支払、161. 個人年金支払、162. 損保長期支払、163. 損保短期支払、164. 住民税寄付金支払、165. 前職分社会保険料控除、166. 寄附金合計県共同赤十字、167. スイッチOTC薬控除、168. 控除ー予備3、169. 損害保険控除、170. 所得税寄付金控除、171. 所得税配特控除、172. 一般生保所税控除、173. 個人年金所税控除、174. 生命保険所得税控除、175. 損保長期所税控除、176. 損保短期所税控除、177. 投資リース控除、178. 試験研究費控除、179. 所得税控除ー予備1、180. 住宅耐震改修控除、181. 住宅控除可能額、182. 所得税控除合計、183. 給報分所得控除、184. 給与所得、185. 公的年金所得、186. 総所得、187. 所得税額、188. 差引所得税額、189. 源泉徴収税額、190. 非課税判定所得計、191. 給与所得入力値、192. 公的年金所得入力値、193. 総所得入力値、194. 所得額控除計入力値、195. 差引所得税額入力値、196. 源泉徴収税額入力値、197. 所得コード、198. 配当控除、199. 外国税額控除、200. 住宅取得控除、201. 災害減免額、202. 配当控除後所得税額、203. 申告納税額、204. 警告コード、205. エラーコード、206. キャビネット番号、207. 資料更正エラー区分、208. 市区町村コード、209. 氏名漢字、210. ワークステーションID、211. 処理事由、212. 利用者ID、213. 更新日付、214. 更新時間、215. 資料異動事由、216. 異動年月日、217. 繰越損失ー配当、218. 居住開始年月日、219. 住宅控除区分、220. 所得割チェック用所得、221. 住宅控除見込額ー計算値、222. 電子証明書特別控除、223. 新一般生命保険支払、224. 介護保険支払、225. 新個人年金支払、226. 住宅取得等特定取得区分、227. 予備ー数字05、228. 予備ー数字06、229. 予備ー数字07、230. 予備ー数字08、231. 予備ー数字09、232. 予備ー数字10、233. 予備ー数字11、234. 予備ー数字12、235. 予備ー数字13、236. 予備ー数字14、237. 予備ー数字15、238. 予備ー数字16、239. 予備ー数字17、240. 予備ー数字18、241. 予備ー数字19、242. 予備ー数字20、243. 予備ー数字21、244. 予備ー数字22、245. 予備ー数字23、246. 予備ー数字24、247. 予備ー数字25、248. 予備ー数字26、249. 予備ー数字27、250. 予備ー数字28、251. 予備ー数字29、252. 予備ー数字30、253. 予備ー数字31、254. 予備ー数字32、255. 予備ー数字33、256. 予備ー数字34、257. 予備ー数字35、258. 予備ー数字36、259. 予備ー数字37、260. 予備ー数字38、261. 予備ー数字39、262. 予備ー数字40、263. 予備ー数字41、264. 予備ー文字01、265. 予備ー文字02、266. 予備ー年月日1、267. 予備ー年月日2、268. 予備ー年月日3、269. 予備ー年月日4、270. 予備ー年月日5、271. 予備ー区分01、272. 予備ー区分02、273. 予備ー区分03、274. 予備ー区分04、275. 予備ー区分05、276. 予備ー区分06、277. 予備ー区分07、278. 予備ー区分08、279. 予備ー区分09、280. 予備ー区分10

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 住民税賦課情報

1. 年度、2. 宛名コード、3. 履歴連番、4. 徴収区分、5. 消除区分、6. 受給者番号、7. 非課税区分、8. 控対配、9. 配特有、10. 扶養特定人数、11. 扶養同老人数、12. 扶養老人数、13. 扶養他人数、14. 障害同特人数、15. 障害特人数、16. 障害他人数、17. 本人特障、18. 本人他障、19. 夫あり、20. 未成年、21. 老年者、22. 寡婦一般、23. 寡婦特別、24. 寡夫、25. 勤労学生、26. 生活保護区分、27. 強制入力区分、28. 本人専従区分、29. 事業所家屋敷区分、30. 均等割軽減区分、31. 本人希望徴収区分、32. 青色申告区分、33. みなし区分、34. 扶養年少人数、35. 専従配偶者、36. 専従他人数、37. 所得税更正通知日、38. 減免事由、39. 減免率、40. 減免額、41. 減免申請年月日、42. 減免決定年月日、43. 配偶者合計所得、44. 退職元給与収入、45. 給与収入、46. 専従給与収入、47. 配当割、48. 株式譲渡所得割、49. 公的年金収入、50. 雑収入、51. 他事業収入、52. 不動産収入、53. 配当収入、54. 一時収入、55. 総合雑、56. 前職分給与収入、57. 営業収入、58. 農業収入、59. 利子収入、60. 年度間措置減税市、61. 年度間措置減税県、62. 住宅控除見込額、63. 営業所得、64. 農業所得、65. 他事業所得、66. 不動産所得、67. 不動産損失額、68. 利子所得、69. 配当所得、70. 投信配当所得、71. 源泉分離配当所得、72. 雑所得、73. 他雑所得、74. 一時所得一特後、75. 総短所得一特後、76. 総長所得一特後、77. 免税所得、78. 肉牛売却所得、79. 変動所得、80. 臨時所得、81. 変超所得、82. 変動臨時前年、83. 変動臨時前前年、84. 超短土地所得、85. 土地等所得、86. 分短一般一特後、87. 分短軽減一特後、88. 分長一般一特後、89. 分長特定一特後、90. 分長軽減一特後、91. 分長軽減一特後、92. 山林所得一特後、93. 退職所得、94. 居住用財産損失、95. 肉牛売却価額、96. 株式譲渡益、97. 譲渡一時所得、98. 少額配当所得、99. 非課税所得、100. 外貨建て証券投信、101. その他証券投信、102. 特定居住用譲渡損、103. 商品先物取引、104. 上場株式等譲渡、105. 上場株式等配当、106. 所得一予備7、107. 所得一予備8、108. 所得一予備9、109. 所得一予備10、110. 総合譲渡一特前、111. 総短所得一特前、112. 総長所得一特前、113. 一時所得一特前、114. 分短一般一特前、115. 分短軽減一特前、116. 分長一般一特前、117. 分長特定一特前、118. 分長軽減一特前、119. 分長軽減一特前、120. 山林所得一特前、121. 特前一予備1、122. 特前一予備2、123. 特前一予備3、124. 総合譲渡一特控、125. 総短所得一特控、126. 総長所得一特控、127. 繰越損失一純、128. 繰越損失一雑、129. 繰越損失一株式、130. 特定支出控除額、131. 専従控除合計、132. 退職元社会保険料控除、133. 繰越損失一先物、134. 雑損控除、135. 医療費控除、136. 社会保険料控除、137. 共済等掛金控除、138. 特定寄付金控除、139. 一般生命保険支払、140. 個人年金支払、141. 損保長期支払、142. 損保短期支払、143. 住民税寄付金支払、144. 前職分社会保険料控除、145. 控除一予備1、146. スイッチャウト控除、147. 控除一予備3、148. 損害保険控除、149. 所得税寄付金控除、150. 所得税配特控除、151. 一般生保所得税控除、152. 個人年金所得税控除、153. 生命保険所得税控除、154. 損保長期所得税控除、155. 損保短期所得税控除、156. 投資リース控除、157. 試験研究費控除、158. 所得税控除一予備1、159. 住宅耐震改修控除、160. 住宅控除可能額、161. 所得税控除合計、162. 住宅取得控除、163. 配当控除、164. 外国税額控除、165. 災害減免額、166. 差引所得税額、167. 所得税額、168. 給与所得、169. 公的年金所得、170. 生命保険料控除、171. 障害者控除、172. 老年者控除、173. 寡婦控除、174. 寡夫控除、175. 勤労学生控除、176. 配偶者控除、177. 配偶者特別控除、178. 扶養控除、179. 基礎控除、180. 一般生保民税控除、181. 個人年金民税控除、182. 損害保険民税控除、183. 損保長期民税控除、184. 損保短期民税控除、185. 寄付金民税控除、186. 所得控除一予備1、187. 所得控除一予備2、188. 所得控除一予備3、189. 住民税所得控除、190. 本人勤労所得、191. 本人不労所得、192. 翌年度繰越損失、193. 総所得、194. 非課税判定所得計、195. 課税所得計、196. 扶養判定所得計、197. 所得コード、198. 超短土地一繰後、199. 土地等一繰後、200. 分短一般一繰後、201. 分短軽減一繰後、202. 分長一般一繰後、203. 分長特定一繰後、204. 分長軽減一繰後、205. 分長軽減一繰後、206. 山林所得一繰後、207. 証券所得一繰後、208. 退職所得一繰後、209. 商品先物一繰後、210. 上場株式一繰後、211. 繰後一予備3、212. 平均対象額、213. 平均調整所得、214. 平均特別所得、215. 平均平均税率市、216. 平均平均税率県、217. 平均調整所得市、218. 平均調整所得県、219. 平均特別所得市、220. 平均特別所得県、221. 総所得一課標、222. 超短土地一課標、223. 土地等一課標、224. 分短一般一課標、225. 分短軽減一課標、226. 分長一般一課標、227. 分長特定一課標、228. 分長軽減一課標、229. 分長軽減一課標、230. 山林所得一課標、231. 証券所得一課標、232. 退職所得一課標、233. 商品先物一課標、234. 上場株式一課標、235. 上場配当一課標、236. 総所得市一算出、237. 総所得県一算出、238. 超短土地市一算出、239. 超短土地県一算出、240. 土地等市一算出、241. 土地等県一算出、242. 分短一般市一算出、243. 分短一般県一算出、244. 分短軽減市一算出、245. 分短軽減県一算出、246. 分長一般市一算出、247. 分長一般県一算出、248. 分長特定市一算出、249. 分長特定県一算出、250. 分長軽減市一算出、251. 分長軽減県一算出、252. 分長軽減市一算出、253. 分長軽減県一算出、254. 山林所得市一算出、255. 山林所得県一算出、256. 肉売価額市一算出、257. 肉売価額県一算出、258. 証券所得市一算出、259. 証券所得県一算出、260. 退職所得市一算出、261. 退職所得県一算出、262. 商品先物市一算出、263. 商品先物県一算出、264. 上場株式市一算出、265. 上場株式県一算出、266. 配当控除後所得税額、267. 所得割調整市、268. 所得割調整県、269. 差引所得割市、270. 差引所得割県、271. 配当割市、272. 配当割県、273. 株式譲渡所得割市、274. 株式譲渡所得割県、275. 控除不足額市、276. 控除不足額県、277. 調整控除市、278. 調整控除県、279. 配当控除市、280. 配当控除県、281. 外国税額控除市、282. 外国税額控除県、283. 住宅取得等控除市、284. 住宅取得等控除県、285. 減免前所得割市、286. 減免前所得割県、287. 減免前均等割市、288. 減免前均等割県、289. 減免所得割市、290. 減免所得割県、291. 減免均等割市、292. 減免均等割県、293. 年税額、294. 年税所得割市、295. 年税所得割県、296. 年税均等割市、297. 年税均等割県、298. 特徴税額、299. 特徴所得割市、300. 特徴所得割県、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

301. 特徴均等割市、302. 特徴均等割県、303. 普徴税額、304. 普徴所得割市、305. 普徴所得割県、306. 普徴均等割市、307. 普徴均等割県、308. 前納報奨金、309. 町丁目コード、310. 特徴指定番号、311. 特徴個人番号、312. 各月月割額、313. 各月指定番号、314. 各月個人番号、315. 各期期割額、316. 減額区分、317. 計算値老年者区分、318. 特徴発布日、319. 普徴発布日、320. 納税通知書番号、321. 普徴納通出力連番、322. 変更納期限、323. 収納異動連番、324. 住民番号、325. ワークステーションID、326. 処理事由、327. 利用者ID、328. 更新日付、329. 更新時間、330. 賦課異動事由、331. 異動年月日、332. 賦課異動理由、333. 済期、334. 開始期、335. 済月、336. 開始月、337. 一括徴収月、338. 賦課異動理由2、339. 年金特徴制御区分1、340. 年金特徴制御区分2、341. 年金特徴制御区分3、342. 年金特徴制御区分4、343. 年金特徴制御区分5、344. 年金保険者用整理番号1仮、345. 年金保険者用整理番号1本、346. 年金保険者用整理番号2仮、347. 年金保険者用整理番号2本、348. 年金保険者事業所指定番号仮、349. 年金保険者事業所指定番号本、350. 年金コード仮、351. 年金コード本、352. 年金特徴通知書番号、353. 年金特徴出力連番、354. 年金特徴収納異動連番、355. 年金特徴発布日、356. 年金特徴開始月、357. 年金特徴済月、358. 年金特徴税額、359. 年金特徴所得割市、360. 年金特徴所得割県、361. 年金特徴均等割市、362. 年金特徴均等割県、363. 年金特徴仮徴収所得割市、364. 年金特徴仮徴収所得割県、365. 年金特徴仮徴収均等割市、366. 年金特徴仮徴収均等割県、367. 単独計算値所得割市、368. 単独計算値所得割県、369. 単独計算値均等割市、370. 単独計算値均等割県、371. 各年金特徴支払割額、372. 各年金特徴仮徴収額、373. 各期年金特徴期割額、374. 各前年通知仮徴収税額、375. 予備一数字、376. 賦課警告コード、377. 賦課エラーコード、378. 寄附金合計地方公共団体、379. 寄附金合計県共同赤十字、380. 寄附金合計額市条例、381. 寄附金合計額県条例、382. 寄附金基本控除額市、383. 寄附金基本控除額県、384. 寄附金特例控除額市、385. 寄附金特例控除額県、386. 寄附金税額控除市、387. 寄附金税額控除県、388. 予備一文字01、389. 仮徴収済月、390. 予備一区分02、391. 寄附金申告特例区分、392. 年金特徴制御区分6、393. 予備一区分05、394. 年金特徴3期期割額、395. 年金特徴4期期割額、396. 予備一数字03、397. 仮徴収通知書番号、398. 予備一数字05、399. 予備一数字06、400. 予備一数字07、401. 予備一数字08、402. 上場配当一繰後、403. 繰越損失一配当、404. 上場配当市一算出、405. 上場配当県一算出、406. 所得割チェック用所得、407. 住宅控除見込額一計算値、408. 電子証明書特別控除、409. 居住開始年月日、410. 住宅控除区分、411. 新一般生命保険支払、412. 介護保険支払、413. 新個人年金支払、414. 住宅取得等特定取得区分、415. 寄附金申告特例控除額市、416. 寄附金申告特例控除額県、417. 予備一数字26、418. 予備一数字27、419. 予備一数字28、420. 予備一数字29、421. 予備一数字30、422. 予備一数字31、423. 予備一数字32、424. 予備一数字33、425. 予備一数字34、426. 予備一数字35、427. 予備一数字36、428. 予備一数字37、429. 予備一数字38、430. 予備一数字39、431. 予備一数字40、432. 予備一数字41、433. 予備一数字42、434. 予備一数字43、435. 予備一数字44、436. 予備一数字45、437. 予備一数字46、438. 予備一数字47、439. 予備一数字48、440. 予備一数字49、441. 予備一数字50、442. 予備一数字51、443. 予備一数字52、444. 予備一数字53、445. 予備一数字54、446. 予備一数字55、447. 予備一数字56、448. 予備一数字57

(5)情報公開DB情報

1. 年度、2. 宛名コード、3. 個人基本異動年月日、4. 情報公開当初年月日、5. 情報公開異動年月日、6. 登録状態区分、7. 情報公開データ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(6) 住民税被扶養専従者資料情報

1. 年度、2. 資料区分、3. 資料番号、4. 履歴連番、5. 主宛名コード、6. 世帯連番、7. 主個人番号、8. 被扶養専従者区分01、9. 被扶専個人番号01、10. 被扶専生年月日01、11. 被扶専氏名01、12. 被扶専宛名コード01、13. 被扶専給与額01、14. 被扶専異動事由01、15. 被扶養専従者区分02、16. 被扶専個人番号02、17. 被扶専生年月日02、18. 被扶専氏名02、19. 被扶専宛名コード02、20. 被扶専給与額02、21. 被扶専異動事由02、22. 被扶養専従者区分03、23. 被扶専個人番号03、24. 被扶専生年月日03、25. 被扶専氏名03、26. 被扶専宛名コード03、27. 被扶専給与額03、28. 被扶専異動事由03、29. 被扶養専従者区分04、30. 被扶専個人番号04、31. 被扶専生年月日04、32. 被扶専氏名04、33. 被扶専宛名コード04、34. 被扶専給与額04、35. 被扶専異動事由04、36. 被扶養専従者区分05、37. 被扶専個人番号05、38. 被扶専生年月日05、39. 被扶専氏名05、40. 被扶専宛名コード05、41. 被扶専給与額05、42. 被扶専異動事由05、43. 被扶養専従者区分06、44. 被扶専個人番号06、45. 被扶専生年月日06、46. 被扶専氏名06、47. 被扶専宛名コード06、48. 被扶専給与額06、49. 被扶専異動事由06、50. 被扶養専従者区分07、51. 被扶専個人番号07、52. 被扶専生年月日07、53. 被扶専氏名07、54. 被扶専宛名コード07、55. 被扶専給与額07、56. 被扶専異動事由07、57. 被扶養専従者区分08、58. 被扶専個人番号08、59. 被扶専生年月日08、60. 被扶専氏名08、61. 被扶専宛名コード08、62. 被扶専給与額08、63. 被扶専異動事由08、64. 被扶養専従者区分09、65. 被扶専個人番号09、66. 被扶専生年月日09、67. 被扶専氏名09、68. 被扶専宛名コード09、69. 被扶専給与額09、70. 被扶専異動事由09、71. 被扶養専従者区分10、72. 被扶専個人番号10、73. 被扶専生年月日10、74. 被扶専氏名10、75. 被扶専宛名コード10、76. 被扶専給与額10、77. 被扶専異動事由10、78. 被扶養専従者区分11、79. 被扶専個人番号11、80. 被扶専生年月日11、81. 被扶専氏名11、82. 被扶専宛名コード11、83. 被扶専給与額11、84. 被扶専異動事由11、85. 被扶養専従者区分12、86. 被扶専個人番号12、87. 被扶専生年月日12、88. 被扶専氏名12、89. 被扶専宛名コード12、90. 被扶専給与額12、91. 被扶専異動事由12、92. 被扶養専従者区分13、93. 被扶専個人番号13、94. 被扶専生年月日13、95. 被扶専氏名13、96. 被扶専宛名コード13、97. 被扶専給与額13、98. 被扶専異動事由13、99. 被扶養専従者区分14、100. 被扶専個人番号14、101. 被扶専生年月日14、102. 被扶専氏名14、103. 被扶専宛名コード14、104. 被扶専給与額14、105. 被扶専異動事由14、106. 被扶養専従者区分15、107. 被扶専個人番号15、108. 被扶専生年月日15、109. 被扶専氏名15、110. 被扶専宛名コード15、111. 被扶専給与額15、112. 被扶専異動事由15、113. 被扶養専従者区分16、114. 被扶専個人番号16、115. 被扶専生年月日16、116. 被扶専氏名16、117. 被扶専宛名コード16、118. 被扶専給与額16、119. 被扶専異動事由16、120. 扶専特定フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

3 固定資産税関係情報

(1) 固定資産税賦課情報

1. 閉鎖区分、2. 税目、3. 調定年度、4. 課税年度、5. 納税通知書番号、6. 宛名コード、7. 送付先コード、8. 個人法人区分、9. 納組番号、10. 口座振替有無、11. 調定区分、12. 更正年度、13. 土地更正事由、14. 家屋更正事由、15. 償却更正事由、16. 賦課修正理由、17. 更正決定年月日、18. 更正予定年月日、19. 異動年月日、20. 通知年月日、21. 強制修正年月日、22. 分割課税区分、23. 特記事項区分、24. 土地物件数、25. 家屋物件数、26. 償却資産有無、27. 土地免税点判定、28. 家屋免税点判定、29. 償却免税点判定、30. 最終履歴番号、31. 収納異動連番、32. 固定土地課税標準額、33. 固定家屋課税標準額、34. 償却資産課税標準額、35. 都計土地課税標準額、36. 都計家屋課税標準額、37. 固定土地按分課税標準額、38. 固定家屋按分課税標準額、39. 都計土地按分課税標準額、40. 都計家屋按分課税標準額、41. 土地軽減対象課税額、42. 土地軽減税額、43. 土地按分軽減対象課税額、44. 土地按分軽減税額、45. 家屋軽減対象課税額、46. 家屋軽減税額、47. 家屋按分軽減対象課税額、48. 家屋按分軽減税額、49. 固定土地減免対象課税額、50. 固定家屋減免対象課税額、51. 固定償却減免対象課税額、52. 都計土地減免対象課税額、53. 都計家屋減免対象課税額、54. 固定土地減免税額、55. 固定家屋減免税額、56. 償却資産減免税額、57. 都計土地減免税額、58. 都計家屋減免税額、59. 固定土地按分減免対象課税額、60. 固定家屋按分減免対象課税額、61. 都計土地按分減免対象課税額、62. 都計家屋按分減免対象課税額、63. 固定土地按分減免税額、64. 固定家屋按分減免税額、65. 都計土地按分減免税額、66. 都計家屋按分減免税額、67. 固定土地按分税額、68. 都計土地按分税額、69. 固定家屋按分税額、70. 都計家屋按分税額、71. 固定資産税額、72. 都市計画税額、73. 固定算出税額、74. 都計算出税額、75. 土地徴収猶予税額、76. 家屋徴収猶予税額、77. 理論税額、78. 年税額、79. 決定税額、80. 年税額過年度合計、81. 増減調定額、82. 期別税額1期、83. 期別税額2期、84. 期別税額3期、85. 期別税額4期、86. 期別税額随1、87. 期別税額随2、88. 期別税額随3、89. 期別1期既納付額、90. 期別2期既納付額、91. 期別3期既納付額、92. 期別4期既納付額、93. 現随1既納付額、94. 現随2既納付額、95. 現随3既納付額、96. 既課税額、97. 納期限1期、98. 納期限2期、99. 納期限3期、100. 納期限4期、101. 納期限随1、102. 納期限随2、103. 納期限随3、104. 過年度随時課税額、105. 過年度随時既納付額、106. 過年度納期限

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 土地情報

1. 課税年度、2. 土地物件番号、3. 家屋番号、4. 家屋室番、5. 物件所在地町丁コード、6. 物件所在地本番、7. 物件所在地枝番、8. 物件所在地末番、9. 物件所在地分合、10. 納税義務者宛名コード、11. 納税義務者持分コード、12. 納税義務者送付先コード、13. 画地番号、14. 画地判定区分、15. 非課税区分、16. 個人法人区分、17. 閉鎖区分、18. 分合筆元先区分、19. 分合筆受付年月日、20. 土地登記受付年月日、21. 土地登記原因年月日、22. 土地登記原因事由、23. 登記地目、24. 登記地積、25. 登記名義人氏名、26. 登記名義人住所、27. 登記名義人宛名コード、28. 登記名義人持分コード、29. 登記名義人送付先コード、30. 所有者判定区分、31. 土地権利原因年月日、32. 権利原因事由、33. 権利受付年月日、34. 受付番号、35. 更正年月、36. 更正事由、37. 更正原因年月日、38. 市街化区分、39. 土地調査年月日、40. 未調査区分、41. 区画整理区分、42. 異動年月日、43. 仮換地番号、44. 仮換地年月日、45. 貸地判定、46. 評価区分、47. 評価方法、48. 課税地目、49. 課税地積、50. 現況地積、51. 現況原因事由、52. 敷地権判定区分、53. 農地区分、54. 農地転用目的、55. 農地法適用条項、56. 農地転用区分、57. 農地転用年月日、58. 農地転用期限、59. 土地非課税コード、60. 土地非課税開始年度、61. 土地非課税終了年度、62. 非課税地積、63. 減免コード、64. 減免開始年月、65. 減免終了年月、66. 減免率分子、67. 減免率分母、68. 特例コード、69. 特例開始年度、70. 特例終了年度、71. 特例地積、72. 特記事項区分、73. 面積、74. 状況類似番号、75. 面積判定、76. 田日照の状況、77. 田面の乾湿、78. 田耕うんの難易、79. 田災害、80. 田畦畔、81. 畑日照の状況、82. 畑排水、83. 畑耕うんの難易、84. 畑災害、85. 農地の傾斜、86. 標準地番号、87. 昭和38年度農地単価、88. 標準高差、89. 幹線道路、90. 支線道路、91. 比準地目、92. 比準割合、93. 状況類似ブロック、94. 昭和63年度評価額、95. 平成3年度評価額、96. 平成6年度評価額、97. 平成9年度評価額、98. 平成12年度評価額、99. 平成15年度評価額、100. 平成18年度評価額、101. 平成21年度評価額、102. 課税標準修正フラグ、103. 課税標準額現基準、104. 課税標準額本年度、105. 小規模住宅用地割合、106. 小規模地積、107. 小規模外住宅用地割合、108. 小規模外地積、109. 非住宅割合、110. 非住宅地積、111. 固定小規模課税標準額前基準、112. 固定小規模課税標準額現基準、113. 固定小規模課税標準額上昇率、114. 固定小規模課税標準額負担調、115. 固定小規模課税標準額本年度、116. 固定小規模課税標準額上昇割合、117. 固定小規模暫定適用区分、118. 固定小規模課税標準額暫定価格、119. 固定小規模課税標準額計算フラグ、120. 固定小規模外課税標準額前基準、121. 固定小規模外課税標準額現基準、122. 固定小規模外課税標準額上昇率、123. 固定小規模外課税標準額負担調、124. 固定小規模外課税標準額本年度、125. 固定小規模外課税標準額上昇割合、126. 固定小規模外暫定適用区分、127. 固定小規模外課税標準額暫定価格、128. 固定小規模外課税標準額計算フラグ、129. 固定非住宅課税標準額前基準、130. 固定非住宅課税標準額現基準、131. 固定非住宅課税標準額上昇率、132. 固定非住宅課税標準額負担調、133. 固定非住宅課税標準額本年度、134. 固定非住宅課税標準額上昇割合、135. 固定非住宅暫定適用区分、136. 固定非住宅課税標準額暫定価格、137. 固定非住宅課税標準額計算フラグ、138. 固定課税標準額合計前基準、139. 固定課税標準額合計現基準、140. 固定課税標準額合計本年度、141. 固定課税標準額合計暫定価格、142. 固定特例課税標準額、143. 固定減免課税標準額、144. 固定減免税額、145. 都計小規模課税標準額前基準、146. 都計小規模課税標準額現基準、147. 都計小規模課税標準額上昇率、148. 都計小規模課税標準額負担調、149. 都計小規模課税標準額本年度、150. 都計小規模課税標準額上昇割合、151. 都計小規模暫定適用区分、152. 都計小規模課税標準額暫定価格、153. 都計小規模課税標準額計算フラグ、154. 都計小規模外課税標準額前基準、155. 都計小規模外課税標準額現基準、156. 都計小規模外課税標準額上昇率、157. 都計小規模外課税標準額負担調、158. 都計小規模外課税標準額本年度、159. 都計小規模外課税標準額上昇割合、160. 都計小規模外暫定適用区分、161. 都計小規模外課税標準額暫定価格、162. 都計小規模外課税標準額計算フラグ、163. 都計非住宅課税標準額前基準、164. 都計非住宅課税標準額現基準、165. 都計非住宅課税標準額上昇率、166. 都計非住宅課税標準額負担調、167. 都計非住宅課税標準額本年度、168. 都計非住宅課税標準額上昇割合、169. 都計非住宅暫定適用区分、170. 都計非住宅課税標準額暫定価格、171. 都計非住宅課税標準額計算フラグ、172. 都計課税標準額合計前基準、173. 都計課税標準額合計現基準、174. 都計課税標準額合計本年度、175. 都計課税標準額合計暫定価格、176. 都計特例課税標準額、177. 都計減免課税標準額、178. 都計減免税額、179. 地図対応番号、180. 確定フラグ、181. 土地フラグ1、182. 土地フラグ2、183. 土地フラグ3、184. 土地フラグ4、185. 土地フラグ5、186. 一筆住宅戸数、187. 一筆住非区分、188. 代表者宛名コード、189. 代表者持分コード、190. 代表者送付先コード、191. 家屋物件番号、192. 区分所有持分分子、193. 区分所有持分分母、194. 区分所有減免コード、195. 区分所有減免率、196. 区分所有減免率分子、197. 区分所有減免率分母、198. 現年度評価額、199. 平成10年度評価額、200. 平成11年度評価額、201. 平成13年度評価額、202. 平成14年度評価額、203. 平成16年度評価額、204. 平成17年度評価額、205. 平成19年度評価額、206. 平成20年度評価額、207. 平成22年度評価額、208. 平成23年度評価額、209. 真備過去価格、210. 加算造成費、211. 平成24年度評価額、212. 平成25年度評価額、213. 平成26年度評価額、214. 平成27年度評価額、215. 平成28年度評価額、216. 平成29年度評価額、217. 平成30年度評価額、218. 平成31年度評価額、219. 平成32年度評価額、220. 平成33年度評価額、221. 平成34年度評価額、222. 平成35年度評価額、223. 平成36年度評価額、224. 平成37年度評価額、225. 土地予備項目1、226. 土地予備項目2、227. 土地予備項目3

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 家屋一棟情報

1. 課税年度、2. 家屋物件番号、3. 号番、4. 室番、5. 予備1、6. 家屋所在地町丁コード、7. 家屋所在地本番、8. 家屋所在地枝番、9. 家屋所在地末番、10. 家屋所在地地地、11. 家屋番号本番、12. 家屋番号枝番、13. 家屋番号末番、14. 棟番、15. 仮換地、16. 建物番号、17. 登記種類コード1、18. 登記種類コード2、19. 登記種類コード3、20. 登記構造コード1、21. 登記構造コード2、22. 登記構造コード3、23. 登記屋根コード1、24. 登記屋根コード2、25. 登記屋根コード3、26. 登記階層地上、27. 登記階層地下、28. 該当階、29. 共用区分、30. 登記床面積一階、31. 登記床面積以外、32. 登記床面積地下、33. 登記床面積延床、34. 登記目的コード、35. 登記受付年月日、36. 登記原因年月日、37. 登記原因事由、38. 権利目的コード、39. 権利受付年月日、40. 権利受付番号、41. 権利原因年月日、42. 権利原因事由、43. 名義人登記判定、44. 名義人宛名コード、45. 名義人持分コード、46. 名義人送付先コード、47. 名義人氏名、48. 名義人住所、49. 敷地権の土地町丁コード、50. 敷地権の土地本番、51. 敷地権の土地枝番、52. 敷地権の土地末番、53. 敷地権の土地地地、54. 義務者宛名コード、55. 義務者持分コード、56. 義務者送付先コード、57. 所有者判定、58. 個法区分、59. 地区コード、60. 敷地権コード、61. 閉鎖区分、62. 閉鎖年月日、63. 更正年月、64. 更正事由、65. 確定フラグ、66. 予備フラグ1、67. 予備フラグ2、68. 予備フラグ3、69. 予備フラグ4、70. 予備フラグ5、71. 予備フラグ6、72. 予備フラグ7、73. 予備フラグ8、74. 予備フラグ9、75. 予備フラグ10

(4) 家屋評価明細情報

1. 課税年度、2. 家屋物件番号、3. 号番、4. 室番、5. 明細番号、6. 予備2、7. 主たる明細区分、8. 明細用途コード、9. 明細構造コード、10. 明細屋根コード1、11. 明細屋根コード2、12. 明細屋根コード3、13. 明細種類コード1、14. 明細種類コード2、15. 明細種類コード3、16. 明細階層地上、17. 明細階層地下、18. 木非区分、19. 一階床面積、20. 一階以外床面積、21. 地下床面積、22. 延床面積、23. 住宅部分床面積、24. 非住宅部分床面積、25. 共用部分床面積、26. 新築軽減コード、27. 新築軽減開始年月、28. 新築軽減終了年月、29. 新築軽減該当床面積、30. 新築軽減住宅戸数、31. 特例コード、32. 特例開始年月、33. 特例終了年月、34. 特例該当床面積、35. 特例率分子、36. 特例率分母、37. 減免コード、38. 減免開始年月、39. 減免終了年月、40. 減免率分子、41. 減免率分母、42. 非課税コード、43. 非課税開始年月、44. 非課税終了年月、45. 非課税該当床面積、46. 当初1平方再建築費評点数、47. 前基準年度再建築費評点数、48. 再建築費評点数、49. 前基準年評価額、50. 評価額、51. 評価額3パーセント減前、52. 減価処置年度、53. 理論価格、54. 前基準年上昇率、55. 上昇率、56. 前基準年経年減点補正率、57. 経年減点補正率、58. 一点単価、59. 調整率、60. 市街化区分、61. 登記判定、62. 県調査区分、63. 貸家区分、64. その他補正コード、65. 未完成コード、66. 評価戸数、67. 評価方法、68. 評価基準区分、69. 専有部1平方単価、70. 共有部1平方単価、71. 分割区分、72. 分離課税区分、73. 特記事項、74. プレハブ区分、75. 建築年月日、76. 建築事由、77. 調査年月日、78. 明細原因年月日、79. 明細原因事由、80. 地区コード、81. 閉鎖区分、82. 固定課税標準額、83. 都計課税標準額、84. 固定特例課税標準額、85. 都計特例課税標準額、86. 新築軽減課税標準額、87. 新築軽減税額、88. 固定減免課税標準額、89. 都計減免課税標準額、90. 固定減免税額、91. 都計減免税額、92. 更正年月、93. 更正事由、94. 実際の所在地町丁コード、95. 実際の所在地本番、96. 実際の所在地枝番、97. 実際の所在地末番、98. 実際の所在地地地、99. 実際の所在地仮換地、100. 標準家屋フラグ、101. 旧家屋物件番号、102. 旧号番、103. 旧室番、104. 旧明細番号、105. 確定フラグ、106. 予備フラグ1、107. 予備フラグ2、108. 予備フラグ3、109. 予備フラグ4、110. 予備フラグ5、111. 予備フラグ6、112. 予備フラグ7、113. 予備フラグ8、114. 予備フラグ9、115. 予備フラグ10

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(5) 償却課評情報

1. 年度、2. 宛名コード、3. 送付先コード、4. 個人法人区分、5. 履歴番号、6. グループ宛名コード、7. グループ送付先コード、8. 合算区分、9. 更正事由、10. 更正年月、11. 前年度帳簿価額1、12. 前年度帳簿価額2、13. 前年度帳簿価額3、14. 前年度帳簿価額4、15. 前年度帳簿価額5、16. 前年度帳簿価額6、17. 前年度帳簿価額7、18. 前年度帳簿価額8、19. 前年度評価額1、20. 前年度評価額2、21. 前年度評価額3、22. 前年度評価額4、23. 前年度評価額5、24. 前年度評価額6、25. 前年度評価額7、26. 前年度評価額8、27. 前年前取得価額1、28. 前年前取得価額2、29. 前年前取得価額3、30. 前年前取得価額4、31. 前年前取得価額5、32. 前年前取得価額6、33. 前年前取得価額7、34. 前年前取得価額8、35. 前年中減少価額1、36. 前年中減少価額2、37. 前年中減少価額3、38. 前年中減少価額4、39. 前年中減少価額5、40. 前年中減少価額6、41. 前年中減少価額7、42. 前年中減少価額8、43. 前年中取得価額1、44. 前年中取得価額2、45. 前年中取得価額3、46. 前年中取得価額4、47. 前年中取得価額5、48. 前年中取得価額6、49. 前年中取得価額7、50. 前年中取得価額8、51. 取得価額1、52. 取得価額2、53. 取得価額3、54. 取得価額4、55. 取得価額5、56. 取得価額6、57. 取得価額7、58. 取得価額8、59. 帳簿価額1、60. 帳簿価額2、61. 帳簿価額3、62. 帳簿価額4、63. 帳簿価額5、64. 帳簿価額6、65. 帳簿価額7、66. 帳簿価額8、67. 評価額1、68. 評価額2、69. 評価額3、70. 評価額4、71. 評価額5、72. 評価額6、73. 評価額7、74. 評価額8、75. 決定価格区分、76. 決定価格1、77. 決定価格2、78. 決定価格3、79. 決定価格4、80. 決定価格5、81. 決定価格6、82. 決定価格7、83. 決定価格8、84. 課税標準額1、85. 課税標準額2、86. 課税標準額3、87. 課税標準額4、88. 課税標準額5、89. 課税標準額6、90. 課税標準額7、91. 課税標準額8、92. 減免対象課税1、93. 減免対象課税2、94. 減免対象課税3、95. 減免対象課税4、96. 減免対象課税5、97. 減免対象課税6、98. 減免対象課税7、99. 減免対象課税8、100. 特例対象課税1、101. 特例対象課税2、102. 特例対象課税3、103. 特例対象課税4、104. 特例対象課税5、105. 特例対象課税6、106. 特例対象課税7、107. 特例対象課税8、108. 免税点判定、109. 明細数、110. 予備1、111. 予備2、112. 予備3、113. 予備4、114. 予備5、115. 予備

(6) 償却明細情報

1. 年度、2. 宛名コード、3. 送付先コード、4. 個人法人区分、5. 履歴番号、6. グループ宛名コード、7. グループ送付先コード、8. 合算区分、9. 更正事由、10. 更正年月、11. 削除区分、12. 種類、13. 資産コード、14. 資産名称、15. 数量、16. 増加事由、17. 取得年月、18. 取得特例日区分、19. 取得価額、20. 耐用年数、21. 申告年度、22. 償却特例コード、23. 償却特例率分子、24. 償却特例率分母、25. 償却特例開始年度、26. 償却特例終了年度、27. 減少事由、28. 減少区分、29. 減少年月、30. 減少特例日区分、31. 減少取得価額、32. 配分船舶区分、33. 増加償却率1、34. 増加償却月1、35. 増加償却率2、36. 増加償却月2、37. 陳腐化前年度、38. 陳腐化前耐用年数、39. 陳腐化後年度、40. 陳腐化後耐用年数、41. 前年度帳簿価額、42. 前年度評価額、43. 残存率帳簿、44. 残存率評価、45. 本年度帳簿価額、46. 本年度評価額、47. 控除帳簿価額、48. 控除評価額、49. 加算帳簿価額、50. 加算評価額、51. 特例減少帳簿価額、52. 特例減少評価額、53. 課税標準帳簿価額、54. 課税標準評価額、55. 償却非課税コード、56. 償却減免コード、57. 償却減免率分子、58. 償却減免率分母、59. 償却減免開始年月、60. 償却減免終了年月、61. 災害コード、62. その他補正コード、63. 償却分離課税区分、64. 償却家屋物件番号、65. 償却号番、66. 償却室番、67. 家屋除外区分、68. 特例減免対象区分、69. 償却強制修正区分、70. 課税保留区分、71. 予備1、72. 予備2、73. 予備3、74. 予備4、75. 予備5、76. 予備

(7) 償却申告管理情報

1. 年度、2. 宛名コード、3. 送付先コード、4. 個人法人区分、5. グループ宛名コード、6. グループ送付先コード、7. 合算区分、8. 申告書発送番号、9. 申告書発送年月日、10. 申告書受付年月日、11. 電話番号、12. 税理士宛名コード、13. 税理士送付先コード、14. 税理士コード、15. 税理士電話番号、16. 税理士変更年月日、17. 短縮年数資産有無、18. 増加償却資産有無、19. 非課税資産有無、20. 課税特例資産有無、21. 特別償却圧縮記帳有無、22. 償却方法、23. 青色申告有無、24. 借用資産有無、25. 事業所用家屋の所有区分、26. 事業所資産の所在地1町丁コード、27. 事業所資産の所在地1本番、28. 事業所資産の所在地1枝番、29. 事業所資産の所在地1末番、30. 事業所資産の所在地2町丁コード、31. 事業所資産の所在地2本番、32. 事業所資産の所在地2枝番、33. 事業所資産の所在地2末番、34. 事業所資産の所在地3町丁コード、35. 事業所資産の所在地3本番、36. 事業所資産の所在地3枝番、37. 事業所資産の所在地3末番、38. 申告状況区分、39. 申告区分、40. 申告書発送区分、41. 減免資産有無、42. 家屋除外区分、43. 分離課税有無、44. 税理士送付先区分、45. 督促催告状況、46. 実地調査対象区分、47. 最終調査年月日、48. 特記事項区分、49. 予備1、50. 予備2、51. 予備

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

4 軽自動車税関係情報

(1) 車両情報

1. 車両コード、2. 車両異動履歴番号、3. レコード使用区分、4. 標識地区コード、5. 標識区分、6. 標識記号、7. 標識番号、8. 車種コード、9. 義務者区分、10. 義務者コード、11. 送付先連番、12. 車台番号、13. 表示用車台番号、14. メーカー名コード、15. 車名、16. 排気量、17. 定格出力、18. 年式、19. 課税区分、20. 課税特例区分、21. リース区分、22. リース使用者、23. 取得理由コード、24. 取得年月日、25. 取得処理年月日、26. 取得処理部署、27. 取得処理担当者、28. 廃車理由コード、29. 廃車年月日、30. 廃車処理年月日、31. 廃車処理部署、32. 廃車処理担当者、33. 課税保留サイン、34. 減免サイン、35. 項目修正理由、36. 項目修正処理日、37. 項目修正処理部署、38. 項目修正処理担当者、39. 新車両コード、40. 旧車両コード、41. 前車両異動履歴番号、42. 後車両異動履歴番号

(2) 賦課情報

1. 課税年度、2. 車両コード、3. 車両異動履歴番号、4. 賦課異動履歴番号、5. レコード使用区分、6. 調定年度、7. 納税通知書番号、8. 納通更新連番、9. 課税状況コード、10. 賦課異動理由コード、11. 税率、12. 減免額、13. 年税額、14. 通知税額、15. 義務者コード、16. 口座連番、17. 口座履歴番号、18. 納組番号、19. 納期限区分、20. 納期限、21. 通知年月日、22. 再送付年月日、23. 通知書作成年月日、24. 通知書作成部署、25. 通知書作成担当者、26. 賦課異動処理年月日、27. 賦課異動処理部署、28. 賦課異動処理担当者、29. 賦課取消フラグ

(3) 減免情報

1. 車両コード、2. 車両異動履歴番号、3. レコード区分、4. レコード使用区分、5. 減免表履歴番号、6. 申請日、7. 開始年月日、8. 開始理由、9. 減免率、10. 障害者宛名コード、11. 開始処理年月日、12. 開始処理部署、13. 開始処理担当者、14. 解除理由、15. 解除年月日、16. 解除処理年月日、17. 解除処理部署、18. 解除処理担当者

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

5 収納関係情報

(1) 調定収納情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目コード、4. 通知書番号、5. 消込共通、6. 宛名コード、7. 送付先連番、8. 車両コード、9. 車両更新履歴番号、10. 率変更年月日、11. 計算報奨金大、12. 計算報奨金小、13. 支払報奨金、14. 報奨金区分、15. 共有者数、16. 記号番号、17. 事業年度終了日、18. 申告年月日、19. 同一日SEQ、20. 確定申告日、21. 更正決定通知日、22. 指定納期限、23. 低率日数、24. 低率終了日、25. 延長納期限、26. 申告納期延長月数、27. 除算期間開始日、28. 除算期間終了日、29. 申告基準日、30. 調定区分、31. 納期特例フラグ、32. 滞納有無フラグ、33. 最大履歴順番、34. 更正回数、35. 収納異動連番、36. 課税課更正日、37. 課税課更正事由、38. 更正異動区分、39. 調定作成区分、40. 期別調定01、41. 期別調定02、42. 期別調定03、43. 期別調定04、44. 期別調定05、45. 期別調定06、46. 期別調定07、47. 期別調定08、48. 期別調定09、49. 期別調定10、50. 期別調定11、51. 期別調定12、52. 期別収納01、53. 期別収納02、54. 期別収納03、55. 期別収納04、56. 期別収納05、57. 期別収納06、58. 期別収納07、59. 期別収納08、60. 期別収納09、61. 期別収納10、62. 期別収納11、63. 期別収納12、64. 処理日、65. 処理事由コード、66. 職員コード

(2) 調定履歴情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目コード、4. 通知書番号、5. 消込共通、6. レコード連番、7. 履歴順番、8. 課税課更正日、9. 課税課更正事由、10. 更正異動区分、11. 更正回数、12. 収納異動連番、13. 送付先連番、14. 調定履歴01、15. 調定履歴02、16. 調定履歴03、17. 調定履歴04、18. 調定履歴05、19. 調定履歴06、20. 調定履歴07、21. 調定履歴08、22. 調定履歴09、23. 調定履歴10、24. 調定履歴11、25. 調定履歴12、26. 処理日、27. 処理事由コード、28. 職員コード

(3) 過誤納情報

1. 過誤納年度、2. 過誤納税目コード、3. 過誤納連番、4. 宛名コード、5. 調定年度、6. 課税年度、7. 税目コード、8. 通知書番号、9. 消込共通、10. 過誤納発生日、11. 過誤納発生事由、12. 課税更正日、13. 課税更正事由、14. 過誤納発生内訳数、15. 過誤納処理済区分、16. 還付充当区分、17. 自動還付停止日、18. 通知書発行日、19. 決議書発行日、20. 過誤納整理内訳数、21. 還付集計フラグ、22. 充当集計フラグ、23. 充当決議日、24. 還付決議日、25. 還付支払日、26. 還付支払方法、27. 銀行コード、28. 支店コード、29. 口座種別コード、30. 口座番号、31. 口座名義人漢字、32. 口座名義人カナ、33. 作成日、34. 支払期間始期、35. 支払期間終期、36. 発生内訳情報部01、37. 発生内訳情報部02、38. 発生内訳情報部03、39. 発生内訳情報部04、40. 発生内訳情報部05、41. 発生内訳情報部06、42. 発生内訳情報部07、43. 発生内訳情報部08、44. 発生内訳情報部09、45. 発生内訳情報部10、46. 発生内訳情報部11、47. 発生内訳情報部12、48. 整理内訳情報部01、49. 整理内訳情報部02、50. 整理内訳情報部03、51. 整理内訳情報部04、52. 整理内訳情報部05、53. 整理内訳情報部06、54. 整理内訳情報部07、55. 整理内訳情報部08、56. 整理内訳情報部09、57. 整理内訳情報部10、58. 整理内訳情報部11、59. 整理内訳情報部12、60. 処理日、61. 処理事由コード、62. 職員コード

(4) 配当割過誤納情報

1. 過誤納年度、2. 過誤納税目コード、3. 過誤納連番、4. 宛名コード、5. 課税年度、6. 申告年月日、7. 課税通知年月日、8. 還付通知年月日、9. 還付支払日、10. 過誤納処理済区分、11. 受取人宛名コード、12. 還付支払方法、13. 銀行コード、14. 支店コード、15. 口座種別コード、16. 口座番号、17. 口座名義人漢字、18. 口座名義人カナ、19. 委託作成日、20. 委託支払期間始期、21. 委託支払期間終期、22. 控除不足額変更後、23. 控除不足額変更前、24. 控除不足額差引、25. 還付加算金額、26. 加算金計算日数、27. 除算期間終期、28. 加算金計算額、29. 処理日、30. 処理事由コード、31. 職員コード

(5) コンビニ入金情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目コード、4. 通知書番号、5. 消込共通、6. 期別、7. 期別順番、8. 速報連番、9. 宛名コード、10. 送付先連番、11. データ識別、12. 本消込更新済フラグ、13. CVSコード、14. 店舗コード、15. 収入日、16. 領収日、17. 領収日時間、18. 速報消込日、19. 出納区分、20. 収納履歴種別、21. 帳票コード、22. 本税収入額、23. 延滞金収入額、24. 加算金収入額、25. 重加算金収入額、26. EANバーコード、27. 予備フラグ1、28. 予備フラグ2、29. 予備フラグ3、30. 予備コード1、31. 予備コード2、32. 予備コード3、33. 予備日付1、34. 予備日付2、35. 予備日付3、36. 予備、37. 処理日、38. 処理事由コード、39. 職員コード

(6) 再発行管理情報

1. オンパッチ区分、2. キー調定年度、3. キー課税年度、4. キーコンビニ税目、5. キー通知書番号、6. キー期別、7. キー金種コード、8. キー帳票コード、9. 再発行回数、10. 枝番、11. 調定年度、12. 課税年度、13. 税目コード、14. 通知書番号、15. 消込共通、16. 期別、17. 本税収入額、18. 延滞金収入額、19. 帳票コード、20. 自由使用欄、21. 予備フラグ1、22. 予備フラグ2、23. 予備フラグ3、24. 予備コード1、25. 予備コード2、26. 予備コード3、27. 予備日付1、28. 処分区分、29. 処分番号、30. 処分回数、31. 処分指定期日、32. 予備、33. 処理日、34. 処理事由コード、35. 職員コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(7) 通知書公示情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目コード、4. 通知書番号、5. 消込共通、6. 収納異動連番、7. 期別、8. 宛名コード、9. 送付先枝番、10. 調定区分、11. 通知書発行日、12. 法定納期限、13. 変更納期限、14. 年税額、15. 返送日、16. 公示送達フラグ、17. 通知公示日、18. 判明事由、19. 判明日、20. 処理日、21. 職員コード、22. 処理事由コード

(8) 日報月報情報

1. 歳入年度、2. 年月日、3. 現年滞繰区分、4. 調定年度、5. 課税年度、6. 税目コード、7. 期別、8. 調定額情報、9. 収入額情報、10. 還付決議情報、11. 還付支払情報、12. 充当出情報、13. 充当入情報、14. 還付取消等情報、15. 組替出入情報、16. 収入額按分情報、17. 歳出還付情報、18. 誤納扱情報、19. 処理日、20. 処理事由コード、21. 職員コード

(9) 退職調定情報

1. 調定年度、2. 事業所指定番号、3. 月分、4. 連番、5. 枝番、6. 退職支払額、7. 退職人数、8. 退職調定年月、9. 退職調定額、10. 退職調定額市、11. 退職調定額県、12. 退職収入日、13. 退職収入額、14. 金融機関、15. 束番号、16. 退職調定増減額、17. 退職調定確定区分、18. 処理日、19. 処理事由コード、20. 職員コード

(10) 共通納税管理情報

1. 地方公共団体コード、2. 納税者ID、3. 収納団体番号、4. 納付番号、5. 納付区分、6. 確認番号、7. 履歴番号、8. 共通納税状態区分、9. 調定特定区分、10. 暫定調定作成フラグ、11. 宛名コード、12. 調定年度、13. 課税年度、14. 税目コード、15. 通知書番号、16. 消込共通、17. 期別コード、18. 管理ファイル取込日、19. 納付ファイル取込日、20. 入金ファイル取込日、21. 本税納付額、22. 督促手数料納付額、23. 延滞金納付額、24. 加算金納付額、25. 申告区分、26. 税目区分、27. 期別一自、28. 期別一至、29. 申告受付番号、30. 申告受付日、31. 利用者ID、32. 納付者名フリガナ、33. 納付者名、34. 本税等合計額、35. 延滞金合計額、36. 支払可能期限、37. 特定キー1、38. 特定キー2、39. 特定キー予備、40. 納期限、41. 延滞金計算開始年月日、42. 入金年月日、43. 納付年月日、44. 強制作成フラグ、45. 処理日、46. 職員コード、47. 処理事由コード、48. タイムスタンプー日付、49. タイムスタンプー時刻、50. 文字1、51. 文字2、52. 文字3、53. 数字1、54. 数字2、55. 数字3

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

6 滞納関係情報

(1) 滞納個人情報

1. 宛名コード、2. 担当者コード、3. 地区コード、4. 現年滞繰区分、5. 滞納ランカー現年、6. 滞納ランカー滞繰、7. 滞納ランカー合計、8. 現年一本税滞納額、9. 現年一延滞金滞納額、10. 現年一加算金滞納額、11. 滞繰一本税滞納額、12. 滞繰一延滞金滞納額、13. 滞繰一加算金滞納額、14. 合計一本税滞納額、15. 合計一延滞金滞納額、16. 合計一加算金滞納額、17. 繰上徴収件数、18. 納付委託件数、19. 分割納付件数、20. 徴収猶予件数、21. 延滞金減免件数、22. 延滞金繰越件数、23. 差押件数、24. 参加差押件数、25. 交付要求件数、26. 換価猶予件数、27. 執行停止件数、28. 時効中断件数、29. 滞納原因コード、30. 職業コード、31. 勤務先一名称、32. 勤務先一所在地、33. 勤務先一所属、34. 勤務先一電話番号、35. 最終記事連番、36. 処理日、37. 職員コード、38. 処理事由コード

(2) 滞納期別情報

1. 歳入年度、2. 現年滞繰区分、3. 宛名コード、4. 調定年度、5. 課税年度、6. 税目コード、7. 通知書番号、8. 消込共通、9. 期別、10. 本税調定額、11. 延滞金調定額、12. 加算金調定額、13. 本税収入額、14. 延滞金収入額、15. 加算金収入額、16. 本税繰越額、17. 延滞金繰越額、18. 加算金繰越額、19. 不納欠損フラグ、20. 滞納データ作成日、21. 最新収入日、22. 最新税額更正日、23. 処理日、24. 職員コード、25. 処理事由コード

(3) 処分情報

1. 処分レコード状態、2. 宛名コード、3. 処分区分、4. 調書番号、5. 本税処分額、6. 延滞金処分額、7. 加算金処分額、8. 期別件数、9. 処分内容、10. 処理日、11. 職員コード、12. 処理事由コード

(4) 処分調定情報

1. 宛名コード、2. 処分区分、3. 調書番号、4. 事件番号、5. 調定年度、6. 課税年度、7. 税目コード、8. 通知書番号、9. 消込共通、10. 期別、11. 本税調定額、12. 延滞金調定額、13. 加算金調定額、14. 本税収入額、15. 延滞金収入額、16. 加算金収入額、17. 処理日、18. 職員コード、19. 処理事由コード

(5) 記事情報

1. 宛名コード、2. 記事連番、3. 発生日、4. 予定日、5. 記事コード、6. 記事内容、7. 処分区分、8. 調書番号、9. 担当者コード、10. 処理日、11. 職員コード、12. 処理事由コード

(6) 分納情報

1. 宛名コード、2. 処分区分、3. 調書番号、4. 調定年度、5. 課税年度、6. 税目コード、7. 通知書番号、8. 消込共通、9. 期別、10. 回数、11. 証券番号、12. 指定期日、13. 本税分納額、14. 延滞金分納額、15. 加算金分納額、16. 本税収入額、17. 延滞金収入額、18. 加算金収入額、19. 処理日、20. 職員コード、21. 処理事由コード

(7) 証券管理情報

1. 調書番号、2. 受付日、3. 取扱区分、4. 受付番号、5. 証券種類、6. 証券番号、7. 支払期日、8. 指定期日、9. 券面額、10. 支払人、11. 支払場所、12. 振出人氏名、13. 振出人住所、14. 振出日、15. 取立費用、16. 解除事由、17. 解除日、18. 返却日、19. 処理日、20. 職員コード、21. 処理事由コード

(8) 物件情報

1. 物件番号、2. 処分区分、3. 調書番号、4. 宛名コード、5. 物件種類、6. 物件内容、7. 処理日、8. 職員コード、9. 処理事由コード

(9) 担当者情報

1. 都道府県コード、2. 市区町村コード、3. 町コード、4. 丁コード、5. 地区コード、6. 担当者コード一現年、7. 担当者コード一滞繰、8. 処理日、9. 職員コード、10. 処理事由コード

(10) 督促発行情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目コード、4. 通知書番号、5. 消込共通、6. 期別、7. 宛名コード、8. 送付先枝番、9. 調定区分、10. 督促発行種類、11. 督促発行日、12. 督促納期限、13. 本税督促額、14. 加算金督促額、15. 不着区分、16. 返送日、17. 公示送達フラグ、18. 判明事由コード、19. 判明日、20. 督促公示日、21. 発行取消日、22. 処理日、23. 職員コード、24. 処理事由コード

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
税務関係情報ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・対面等で入手する場合は、個人番号カードその他本人確認書類による本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・審査システム(eLTAX)から入手する場合、地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得しなければならない。利用届出の提出や申告データ等を送信する際に、電子証明書によって電子署名を行う。電子証明書を使用して電子署名を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)を防ぐことができる。また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から提出先自治体の審査システムの審査サーバへ配信されるようシステムで制御をしている。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合、国税連携システム(eLTAX)は地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報以外を入手することはできない。 ・庁内連携システムから入手する場合、システム側の制御等により、対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・対面等で入手する場合は、必要な情報以外を誤って記載することがないように、必要な情報のみを記載する様式とし、不必要な情報の入手の防止に努める。 ・審査システム(eLTAX)から入手する場合、利用者から法令等により定められた様式で受領することで、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合、国税庁から法令等により定められた様式で送信されることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・庁内連携システムから入手する場合、必要項目以外は表示しないなど、不必要な情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・対面等で入手する場合は、市庁舎等の窓口に限定し、地方税法等の規定に基づく方法に限定することで、不適切な情報の入手の防止に努める。 ・審査システム(eLTAX)から入手する場合、利用者ID及び暗証番号をシステムに登録している者が利用者として限定されることにより、不適切な方法で入手できないようにしている。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御することにより、不適切な方法で入手できないようにしている。 ・庁内連携システムから入手する場合、利用可能な職員を限定し利用可能な機能を制限することにより、不適切な方法で入手できないようにしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カード又は通知カードと身分証明書により本人確認を行う。 ・その他、番号法の規定に基づき本人確認を行う。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード又は通知カードと身分証明書等の提示を受け、宛名システム等の宛名情報と照合することにより、個人番号の真正性の確認を行う。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した段階で、提出された添付資料等と照合を行い、正確性を確保している。 ・調査により収集した情報に基づいて、適宜職権で修正し、正確性を確保している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から入手するデータは、暗号化通信がされており、LGWANを用いることで、情報漏えい・紛失等を防止している。 ・庁内連携システムから入手する場合、限定された回線を用いることで、情報漏えい・紛失等を防止している。 ・紙媒体及び電子媒体の申告書等は施錠できる場所等で保管し、鍵の管理は所管課等の長が行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・宛名管理事務に必要な項目しか保有しない。 ・個人番号利用事務実施者以外からは特定個人情報へのアクセスが行えない制御としている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムには賦課徴収事務に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの必要ない情報との紐付けが行われない制御を行っている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末起動及び税務システムは静脈による生体認証とID・パスワードにより使用できる二要素による認証を採用しており、なりすましや不正使用が行えないようにしている。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・発行管理: 人事異動があった場合や権限変更があった場合には、端末管理者が、端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、その権限に添った内容に変更する。 ・失効管理: 端末管理者が、権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際は端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、アクセス権限を更新し、不要なIDを失効させている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末起動が可能な職員情報を管理する管理表及びIDごとの権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、端末管理者は、職員及び権限の情報を確認し、業務上アクセスが不要となった職員について、管理表及び権限表を変更または削除する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・税務システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 ・アクセス記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名コード、処理内容など		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の利用は、法令等の規定がある事務以外では認められない旨を職員等に周知する。 ・職員に対するセキュリティ教育を年1回行っている。 ・非正規職員・委託先等の従業者については、契約時に業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に署名をする。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止している。 ・税務システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の利用は、法令等の規定がある事務以外では認められない旨を職員等に周知する。 【業務端末】 ・外部媒体へのデータの書き出しは、業務上必要なもの以外行わない。また、書き出しができる端末は限定しており、パスワード管理を行い、作業者も特定している。 【サーバ】 ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしている情報政策課での作業に限定されている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・業務端末には部外者から見えないよう画面にフィルターを付けている。 ・業務端末にはスクリーンセーバ等で一定時間を超えて画面表示しない。 ・スクリーンセーバの解除は静脈による認証とパスワードの入力を必須としている。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	・個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置について確認を行い、特定個人情報の保護を適切に行うことができる委託先であることを確認する。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・委託業務の実施状況について、定例会議を月1回開催し報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書により提供の禁止を明記している。		
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・システム保守運用委託やシステムオペレーション委託については、業務実施場所を倉敷市庁舎内に限っており外部への持ち出しを禁止している。 ・データバンチ業務委託については、入力原票の受け渡し時に入力原票の種類・数量等を記載した送付票の授受を行い、所管課と情報政策課がそれを確認している。		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書において、業務委託が終了した場合、委託元に返還、若しくは委託元の指示に従い適切に処理する旨を規定している。 ・必要があれば本市職員による立ち入り調査を行う。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の複写又は複製の禁止 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏えいを防ぐため保管管理に責任を負う ・契約終了後の資料等の返還 ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・庁内連携システムを利用した情報の提供・移転については、すべて記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データ提供・移転先からの利用申請を求め、データ提供・移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの提供・移転を許可する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・提供・移転は事前に申請されたものに限定し、庁内に閉じたネットワーク上にある庁内連携システム上でやりとりすることで、不適切な方法で提供・移転が行われることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・庁内連携システムを利用した提供・移転に関しては、照会先から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供すること、また、税務システムにおける論理チェックがなされた情報を通知することをシステム上担保している。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・庁内連携システムを利用した提供・移転に関しては、システム定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことをシステム上担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜本市における措置＞ ・税務システムから中間サーバーへの情報提供は、専用のネットワークを介して自動的に行われることで、不適切な方法での提供を防止している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている	

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<本市における措置> 1 特定個人情報を保有する機器の設置場所について、以下の対策を行う。 (1)入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 (2)入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 (3)火災によるデータ消失を防ぐため施設内に消火設備を完備している。 (4)停電によるデータ消失を防ぐため無停電電源装置を付設している。 (5)入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。 2 特定個人情報を保有する事務室について、以下の対策を行う。 (1)紙媒体及び電子媒体の申告書等は施錠できる場所等で保管し、鍵の管理は所管課等の長が行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<本市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 2 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	—	
	再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民票関係情報については、住民基本台帳システムから随時異動データを連携することにより最新化する。また、住民基本台帳システムとの整合処理を定期的実施する。 ・その他の業務関係情報等については、申告書等や情報提供ネットワークシステム等により入手した都度更新し、最新化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
手順の内容	・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、所管課がバッチ処理にて消去している。 ・保存期間を経過した申告書等については、所管課が文書管理規程に基づき廃棄処理をしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<本市における措置> 評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、評価書に基づき作成したチェックリストにより年に1回、自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<本市における措置> 以下の観点で評価実施機関内の内部監査を定期的実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<本市における措置> ・職員及び派遣職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部法務課 情報公開室 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地 電話番号 086-426-3213
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	税務部 税制課 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地 電話番号 086-426-3175
②対応方法	・問合せを受け付けた際には、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年12月01日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年04月01日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	別表第二の項に38及び85の2を追加 【内容は評価書のとおり】	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年04月01日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務部長 石井 通博	税務部長 山崎 厚広	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名の変更)
平成28年04月01日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	57件	59件	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年04月01日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	28件	33件	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年04月01日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	—	番号法別表第二の38項及び85の2項に関する項目を追加 【内容は別紙1のとおり】	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年04月01日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙2)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者以外への提供	提供先:市教育委員会教育企画総務課 法令上の根拠:番号法第19条第9号に基づく条例を定める予定 提供先における用途:番号法別表第二の113項の第二欄に掲げる事務(高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	削除	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(都道府県教育委員会への提供として整理)
平成28年04月01日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙2)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者以外への提供	—	提供先:市教育委員会学事課 法令上の根拠:倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項 提供先における用途:番号法別表第二の38項の第二欄に掲げる事務(学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年04月01日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 「法令上の根拠」	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条の各項に修正 【内容は別紙3のとおり】	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法9条第2項に基づく条例制定に伴う修正)
平成28年04月01日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転	—	番号法別表第二の85の2項に関する項目を追加 【内容は別紙3のとおり】	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年04月01日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転	—	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例別表第2Iに規定する独自利用事務を追加 【内容は別紙3のとおり】	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法9条第2項に基づく条例制定に伴う修正)
平成29年03月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・税務システムを利用する職員はIDカードを保有し、IDカードを厳重に管理している。 ・保有するIDカードにより使用できる機能に制限をかけており、不正使用が行えないようにしている。	・税務システムを利用する職員は職員証及びIDカードを保有し、厳重に管理している。 ・保有する職員証により端末起動を、IDカードにより税務システムを使用できる二要素による認証を実施しており、不正使用が行えないようにしている。	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(平成27年12月25日総行情第77号に伴うセキュリティ強化)
平成29年03月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・発行管理:人事異動があった場合や権限変更があった場合には、IDカード管理者が、その権限に添ったIDカードを発行する。 ・失効管理:IDカード管理者が、権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、IDカードを失効させている。	・発行管理:人事異動があった場合や権限変更があった場合には、IDカード管理者が、端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、その権限に添ったIDカードを発行する。 ・失効管理:IDカード管理者が、権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際は端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、アクセス権限を更新し、IDカードを失効させている。	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(平成27年12月25日総行情第77号に伴うセキュリティ強化)
平成29年03月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、IDカード管理者は、権限情報を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	・端末起動が可能な職員情報を管理する管理表及びIDカードの権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、IDカード管理者は、職員及び権限の情報を確認し、業務上アクセスが不要となった職員について、一覧及び権限表を変更または削除する。	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(平成27年12月25日総行情第77号に伴うセキュリティ強化)
平成29年04月01日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (1)住民税個人基本情報	—	61. 年金保険者用整理番号1仮から 138. 予備—数字20まで項目追加	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(個人基本DBレイアウト変更に伴う変更)
平成29年04月01日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (3)住民税資料情報	226. 予備—数字04	226. 住宅取得特定取得区分	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(資料DBレイアウト変更に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年04月01日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (4)住民税賦課情報	391. 予備－区分03、392. 予備－区分04、394. 予備－数字01、395. 予備－数字02、414. 予備－数字23、415. 予備－数字24、416. 予備－数字25	391. 寄附金申告特例区分、392. 年金特徴制御区分6、394. 年金特徴3期期割額、395. 年金特徴4期期割額、414. 住宅取得等特定取得区分、415. 寄附金申告特例控除額市、416. 寄附金申告特例控除額県	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(賦課DBレイアウト変更に伴う変更)
平成29年04月01日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (5)情報公開DB情報	－	1～7までの記録項目を追加 【項目内容は別添2のとおり】	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(情報公開DB新設に伴う変更)
平成29年04月01日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (6)住民税被扶養専従者資料情報	－	1～120までの記録項目を追加 【項目内容は別添2のとおり】	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(被扶養資料専従者DB新設に伴う変更)
平成30年04月01日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務部長 山崎 厚広	税務部長 妹尾 和治	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名の変更)
平成30年04月01日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (1)住民税個人基本情報	107. 市外被扶養専従主住所コード	107. 課税市区町村コード	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(個人基本DBレイアウト変更に伴う変更)
平成30年04月01日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (3)住民税資料情報	167. 控除－予備2	167. スイッチOTC薬控除	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(資料DBレイアウト変更に伴う変更)
平成30年04月01日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (4)住民税賦課情報	146. 控除－予備2	146. スイッチOTC薬控除	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(賦課DBレイアウト変更に伴う変更)
平成30年04月01日	II ファイルの概要 委託事項2 ⑥委託先名	三和計電株式会社	株式会社 両備システムズ	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年04月01日	様式変更	旧様式	新様式(H30.5様式4)	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(様式の変更)
	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	－	(別添1を参照) 3 納税義務者等の納付情報を受け取る を追加 以下項番修正	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ③他のシステムとの接続	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	－	1 審査業務機能 (5)電子納税機能 納付データの検索、印刷やダウンロードを行う機能を追加	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8	－	システム8 証明書コンビニ交付システム を追加	事前	
	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	－	別表第二の項に20及び53を追加 【内容は評価書のとおりに】	事前	
	(別添1)事務の内容	－	・③納付情報 を追加(備考欄も併せて修正) ・「証明書コンビニ交付システム」を追加(併せて、矢印等調整)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目	主な記録項目 ・業務関係情報 []年金関係情報	主な記録項目 ・業務関係情報 [○]年金関係情報	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	－	委託事項4 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務 を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(59件)	[○]提供を行っている(66件)	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	—	提供先3～7 を追加	事前	
	(別紙1)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	—	番号法別表第二の20項及び53項 を追加	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 3 固定資産税関係情報 (2)土地情報	186. 住宅戸数 187. 住非区分	186. 一筆住宅戸数 187. 一筆住非区分 「195. 区分所有減免率」を追加したため、195以降の項番を修正	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 5 収納関係情報	—	(10)共通納税管理情報 を追加	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。	・庁内連携システムから入手する場合、システム側の制御等により、対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・庁内連携システムから入手する場合、不必要な情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。	・庁内連携システムから入手する場合、必要項目以外は表示しないなど、不必要な情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・税務システムを利用する職員は職員証及びIDカードを保有し、厳重に管理している。 ・保有する職員証により端末起動を、IDカードにより税務システムを使用できる二要素による認証を実施しており、不正使用が行えないようにしている。	・端末起動及び税務システムは静脈による生体認証とID・パスワードにより使用できる二要素による認証を採用しており、なりすましや不正使用が行えないようにしている。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・発行管理:人事異動があった場合や権限変更があった場合には、IDカード管理者が、端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、その権限に添ったIDカードを発行する。 ・失効管理:IDカード管理者が、権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際は端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、アクセス権限を更新し、不要なIDカードを失効させている。	・発行管理:人事異動があった場合や権限変更があった場合には、端末管理者が、端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、その権限に添った内容に変更する。 ・失効管理:端末管理者が、権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際は端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、アクセス権限を更新し、不要なIDを失効させている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・端末起動が可能な職員情報を管理する管理表及びIDカードの権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、IDカード管理者は、職員及び権限の情報を確認し、業務上アクセスが不要となった職員について、一覧及び権限表を変更または削除する。	・端末起動が可能な職員情報を管理する管理表及びIDごとの権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、端末管理者は、職員及び権限の情報を確認し、業務上アクセスが不要となった職員について、管理表及び権限表を変更または削除する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・スクリーンセーバの解除はユーザーIDとパスワード入力を必須としている。	・スクリーンセーバの解除は静脈による認証とパスワードの入力を必須としている。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事前	

特定個人情報保護評価(全項目評価書)素案用語集

【あ行】

◆アクセスログ

コンピュータを操作して、データを参照したり更新したりする際に、誰がどのデータを操作したかについての情報の記録のこと。

◆ウイルスパターンファイル

コンピュータウイルスは、日々、新しいウイルスが作られており、新しいウイルスを駆除するためには、それを駆除するための新しい駆除ファイルが必要となる。この駆除ファイルのことをウイルスパターンファイルと呼ぶ。

◆eL T A X (エルタックス)

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。

【か行】

◆個人番号

住民票を有するすべての人に対して付番される12桁の番号。

【さ行】

◆システム用ファイル

電子情報処理組織で保有される特定個人情報ファイル。

◆証明書交付センター

地方公共団体情報システム機構が運営する施設。コンビニ等で各種証明書を交付する際にコンビニ店内に設置された証明書発行機と専用回線を使ったネットワークの利用や通信を行っている。

◆情報提供ネットワークシステム

番号法により、国や他行政機関との連携が可能な情報をやりとりする際に必要となるシステム。総務大臣が設置・管理する。

◆セキュリティパッチ

コンピュータで使用しているソフトウェアの、セキュリティ上の脆弱な部分を修正するプログラム。

【た行】

◆地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

平成26年4月1日に設立された地方公共団体が共同して運営する組織のこと。マイナンバー、住民基本台帳ネットワークなどに関する事務や地方公共団体の情報システムに関する事務を実施する。

◆地方税共同機構（LTAX）

地方税に関する事務の合理化、納税者などの利便の向上を目的として日本の地方公共団体が共同で運営する法人。平成31年4月に設立され、eLTAXの運営を一般社団法人地方税電子化協議会から引き継ぐとともに全国地方税務協議会とOSS都道府県税協議会の業務を引き継いだ。

◆地方税ポータルセンタ（eLTAX）

納税義務者等や関係部署と各地方公共団体とのデータの授受の仲介をするシステムを有する施設のこと。地方共同法人地方税共同機構が運営している。

◆中間サーバー

情報提供ネットワークシステムと番号制度に関する業務システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うコンピュータ。

◆中間サーバー・プラットフォーム

地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点のこと。

◆特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報。

- ① 特定個人情報の移転評価実施機関内において、特定個人情報を移動すること。
- ② 特定個人情報の提供評価実施機関以外に、特定個人情報を移動すること。

【は行】

◆バッチ

一定期間（もしくは一定量）データを集め、まとめて一括処理を行う方式。または、複数の手順からなる処理において、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式。

◆ファイアウォール

ネットワークを内部と外部に分ける部分に設置し、外部からの通信を制御することで内部のネットワークの安全性を高める装置。

【ま行】

◆ミドルウェア

ソフトウェアの分類のうち、オペレーティングシステム（OS）とアプリケーションの中間的な処理・動作を行うソフトウェアのこと。

【ら行】

◆ログイン

コンピュータに自分の身元を示す情報を入力し、接続や利用開始を申請すること。コンピュータの保管している身元情報に一致すると、あらかじめ決められた権限に基づいて、そのコンピュータを利用することができる。一般的にはユーザー名（ID）とパスワードを入力して行う。逆に、接続を切ったり利用を終了する操作を「ログオフ」あるいは「ログアウト」という。

【A～Z】

◆ASP

アプリケーションサービスプロバイダの略称。アプリケーションをインターネット等の通信回線を通じてサービスとして提供する事業者のこと。

◆L GWAN

L GWANはローカルガバメントワイドエリアネットワークと読む。正式名称は「総合行政ネットワーク」という。地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。

◆NISC政府機関統一基準群

内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）による政府機関における情報セキュリティ対策のための統一的な基準群のこと。

◆OS

OSはオペレーティングシステムと読む。コンピュータのシステム全体を管理し、種々のアプリケーションソフトに共通する利用環境を提供する基本的なプログラム。

◆VPN

VPNはバーチャルプライベートネットワークと読む。公衆回線を使用してネットワークを利用する際、様々な利用者の情報が流れるため、VPNの技術により仮想的に専用回線を作り、これを利用することで安全性を高めている。